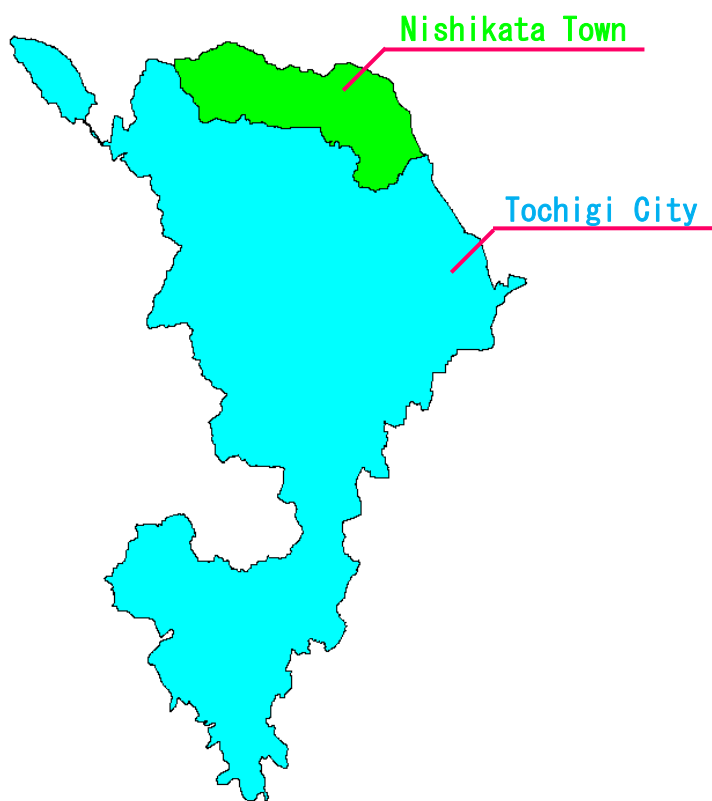


# 栃木市・西方町合併協議会

## 第5回 会議資料（別冊1）



日時：平成23年6月27日（月）午後2時

会場：栃木市栃木保健福祉センター 2階大会議室

# 合併協定項目の調整結果 (Aランク)

栃木市・西方町合併協議会

## 合併協定項目に関する事務事業の調整結果

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果																						
<p><b>【合併協定項目10】</b> 一般職の職員の身分の取扱い</p> <p>平成22年10月15日 第2回協議会 協議第12号</p>	<p>1 西方町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第12条の規定により、全て栃木市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p>4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、合併前の給料を保障する。</p>	<p><b>【職員定数】</b>（特別職を含まない）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">条約定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①市長の事務部局</td> <td style="text-align: right;">920</td> </tr> <tr> <td>②議会の事務部局</td> <td style="text-align: right;">12</td> </tr> <tr> <td>③選挙管理委員会の事務部局</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>④監査委員の事務部局</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>⑤公平委員会の事務部局</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>⑥教育委員会の事務部局 (学校その他の教育機関の職員を含む)</td> <td style="text-align: right;">218</td> </tr> <tr> <td>⑦農業委員会の事務部局</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>⑧消防職員</td> <td style="text-align: right;">150</td> </tr> <tr> <td>⑨水道事業職員</td> <td style="text-align: right;">39</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">1,360</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 消防職員の定数は、平成27年3月31までの間170人とする。</p> <p><b>【職名】</b></p> <p>①行政職 部長、支所次長、会計管理者、参事、課長、室長、館長、所長、主幹、課長補佐、室長補佐、館長補佐、所長補佐、副主幹、係長、支所長、出張所長、園長、政策推進員、主計員、主査、主任、主事、保育士、技師、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、臨床心理士、社会福祉士</p> <p>②技能労務職 班長、総括技能員、主任技能員、主任技能員補、技能員</p> <p>③嘱託 嘱託</p>	区分	条約定数	①市長の事務部局	920	②議会の事務部局	12	③選挙管理委員会の事務部局	5	④監査委員の事務部局	5	⑤公平委員会の事務部局	1	⑥教育委員会の事務部局 (学校その他の教育機関の職員を含む)	218	⑦農業委員会の事務部局	10	⑧消防職員	150	⑨水道事業職員	39	合計	1,360
区分	条約定数																							
①市長の事務部局	920																							
②議会の事務部局	12																							
③選挙管理委員会の事務部局	5																							
④監査委員の事務部局	5																							
⑤公平委員会の事務部局	1																							
⑥教育委員会の事務部局 (学校その他の教育機関の職員を含む)	218																							
⑦農業委員会の事務部局	10																							
⑧消防職員	150																							
⑨水道事業職員	39																							
合計	1,360																							

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果								
		<p><b>【勤務時間等】</b>  勤務時間：午前8時30分から午後5時15分まで  休憩時間：午後0時から午後1時まで  休息時間：なし  労働時間：1日7時間45分、週38時間45分  週休日：日曜日及び土曜日  ※ 特別の勤務に従事する職員を除く。</p> <p><b>【給料表】</b>  行政職8級制、技能労務職5級制</p> <p><b>【支給日】</b>  給料 毎月21日  期末勤勉手当 6月30日  12月10日</p> <p><b>【初任給】</b>  大卒 1級25号給  短大卒 1級15号給  高卒 1級 5号給</p> <p><b>【級別職務】</b></p> <table data-bbox="1086 1053 1948 1204"> <tr> <td>1級 主事、技師</td> <td>5級 副主幹</td> </tr> <tr> <td>2級 主事、技師</td> <td>6級 課長補佐等</td> </tr> <tr> <td>3級 主任</td> <td>7級 参事、課長、主幹等</td> </tr> <tr> <td>4級 主査、係長等</td> <td>8級 部長、支所次長、会計管理者</td> </tr> </table>	1級 主事、技師	5級 副主幹	2級 主事、技師	6級 課長補佐等	3級 主任	7級 参事、課長、主幹等	4級 主査、係長等	8級 部長、支所次長、会計管理者
1級 主事、技師	5級 副主幹									
2級 主事、技師	6級 課長補佐等									
3級 主任	7級 参事、課長、主幹等									
4級 主査、係長等	8級 部長、支所次長、会計管理者									

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果																																
		<p><b>【管理職手当】 規則上</b></p> <table data-bbox="1081 304 1756 517"> <tr> <td>部長</td> <td>73,800円</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>60,700円</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>52,000円</td> </tr> <tr> <td>主幹（課長に相当する者）</td> <td>49,800円</td> </tr> <tr> <td>主幹（上記以外の者）</td> <td>43,300円</td> </tr> <tr> <td>課長補佐</td> <td>39,700円</td> </tr> </table> <p>※ 規則に規定する特例措置により上記に85/100を乗じた額。</p> <p><b>【管理職員特別勤務手当】</b></p> <p>部長から課長補佐の管理職手当の支給率区分に応じて支給</p> <table data-bbox="1081 667 1839 804"> <tr> <td>部長</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>課長、主幹（課長に相当する職にある者）</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>主幹（上記以外の者）、課長補佐</td> <td>4,000円</td> </tr> </table> <p>6時間超の場合、上記金額に150/100を乗じた額。</p> <p><b>【通勤手当】</b></p> <p>国の基準により支給</p> <table data-bbox="1081 959 2007 1059"> <tr> <td>①公共交通機関（2km～運賃相当額最高）</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>②交通用具通勤距離（2km～）</td> <td>2,000円～24,500円</td> </tr> <tr> <td>③公共交通機関と交通用具の併用</td> <td>①と②の合計額</td> </tr> </table> <p><b>【扶養手当】</b></p> <p>国の基準により支給</p> <table data-bbox="1081 1177 1924 1278"> <tr> <td>①配偶者</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>②配偶者以外 1人につき</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>③満16歳の初年度～満22歳の年度末の子 1人につき加算</td> <td>5,000円</td> </tr> </table>	部長	73,800円	参事	60,700円	課長	52,000円	主幹（課長に相当する者）	49,800円	主幹（上記以外の者）	43,300円	課長補佐	39,700円	部長	8,000円	参事	7,000円	課長、主幹（課長に相当する職にある者）	6,000円	主幹（上記以外の者）、課長補佐	4,000円	①公共交通機関（2km～運賃相当額最高）	55,000円	②交通用具通勤距離（2km～）	2,000円～24,500円	③公共交通機関と交通用具の併用	①と②の合計額	①配偶者	13,000円	②配偶者以外 1人につき	6,500円	③満16歳の初年度～満22歳の年度末の子 1人につき加算	5,000円
部長	73,800円																																	
参事	60,700円																																	
課長	52,000円																																	
主幹（課長に相当する者）	49,800円																																	
主幹（上記以外の者）	43,300円																																	
課長補佐	39,700円																																	
部長	8,000円																																	
参事	7,000円																																	
課長、主幹（課長に相当する職にある者）	6,000円																																	
主幹（上記以外の者）、課長補佐	4,000円																																	
①公共交通機関（2km～運賃相当額最高）	55,000円																																	
②交通用具通勤距離（2km～）	2,000円～24,500円																																	
③公共交通機関と交通用具の併用	①と②の合計額																																	
①配偶者	13,000円																																	
②配偶者以外 1人につき	6,500円																																	
③満16歳の初年度～満22歳の年度末の子 1人につき加算	5,000円																																	

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果
		<p><b>【住居手当】</b>  持家 なし  借家 国の基準により支給（最高支給限度額27,000円）</p> <p><b>【特殊勤務手当】</b>  ①感染症等防疫作業に従事する職員（1日につき） 500円  ②行旅死亡人事務に従事する職員  （死亡人の収容・立会い作業1件につき） 6,000円  ③災害応急作業に従事する職員（1日につき） 500円  ④動物死体処理業務に従事する職員（1日につき） 500円</p> <p><b>【期末勤勉手当】</b>  ①支給率 国の基準と同率  ②役職加算率  職務の級  8、7級 15%  6級 10%  5、4、3級 5%  技能労務職3級以上 5%</p> <p>※ 西方町職員のうち、合併の日の前日の職務の級が4級であった者の平成23年12月に支給する期末勤勉手当の役職加算率は10%とする。</p> <p><b>【時間外勤務手当】</b>  国の基準により支給  ①支給単価  給料月額×1.2×支給割合／38時間45分×5.2週</p>

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果																											
		<p>②支給割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>60時間まで</th> <th>60時間超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務日</td> <td>125/100</td> <td>150/100</td> </tr> <tr> <td>勤務日深夜</td> <td>150/100</td> <td>175/100</td> </tr> <tr> <td>週休日</td> <td>135/100</td> <td>150/100</td> </tr> <tr> <td>週休日深夜</td> <td>160/100</td> <td>175/100</td> </tr> <tr> <td>休日（正規の勤務時間）</td> <td>135/100</td> <td>左記に同じ</td> </tr> <tr> <td>休日（正規の勤務時間外）</td> <td>135/100</td> <td>150/100</td> </tr> <tr> <td>休日（正規の勤務時間外）深夜</td> <td>160/100</td> <td>175/100</td> </tr> <tr> <td>週休日の振替等により発生した 時間外勤務手当</td> <td>25/100</td> <td>50/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 時間外勤務代休時間の制度あり。</p> <p>③勤務時間数の計算 国の基準による。</p> <p><b>【宿日直手当】</b>  国の一般の宿日直手当を基準とする。  宿直勤務又は日直勤務 1回につき 4,200円  上記のうち勤務時間が5時間未満 2,100円  上記のうち年末年始の休暇に属する日 6,300円</p> <p><b>【退職手当】</b>  栃木県市町村総合事務組合の規定による。  国の基準通り（最高59.28月分）</p>	区 分	60時間まで	60時間超	勤務日	125/100	150/100	勤務日深夜	150/100	175/100	週休日	135/100	150/100	週休日深夜	160/100	175/100	休日（正規の勤務時間）	135/100	左記に同じ	休日（正規の勤務時間外）	135/100	150/100	休日（正規の勤務時間外）深夜	160/100	175/100	週休日の振替等により発生した 時間外勤務手当	25/100	50/100
区 分	60時間まで	60時間超																											
勤務日	125/100	150/100																											
勤務日深夜	150/100	175/100																											
週休日	135/100	150/100																											
週休日深夜	160/100	175/100																											
休日（正規の勤務時間）	135/100	左記に同じ																											
休日（正規の勤務時間外）	135/100	150/100																											
休日（正規の勤務時間外）深夜	160/100	175/100																											
週休日の振替等により発生した 時間外勤務手当	25/100	50/100																											

## 合併協定項目に関する事務事業の調整結果

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果
<p>【合併協定項目 19】 慣行の取扱い</p> <p>平成22年10月15日 第2回協議会 協議第21号</p>	<p>4・表彰制度については、合併時までに調整する。</p> <p>・名誉市町民に関することについては、合併時までに調整する。なお、これまでの名誉市民は、継続して新市の名誉市民とする。</p>	<p>・栃木市において旧1市3町で差異のあった表彰制度について現在も検討中であるため、今後制定予定の栃木市表彰条例等の関係法令案と西方町の制度を再度検討することとなった。</p> <p>・栃木市表彰条例(案)には、西方町に対してなされた功労等は、栃木市に対してなされた功労等とみなす経過措置を加えることとした。</p> <p>・これまでの名誉市町民は、継続して新市の名誉市民とする。</p> <p>・名誉市町民の推挙にあたり、選考委員会を設置することで検討中である。</p> <p>・名誉市民条例等の法令整備については、名誉市民章の制式について市花や市木を意匠化したデザインを検討しているためそれらの決定を待ち制定する。</p>
<p>【合併協定項目 20】 国民健康保険事業の取扱い</p> <p>平成22年10月15日 第2回協議会 協議第22号</p>	<p>1・国民健康保険税の税率については、合併時は現行のとおりとし、合併後平成24年3月までに再編する。</p> <p>・軽減制度については、合併時は現行のとおりとし平成24年3月までに再編する。</p> <p>・減免措置については、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>・納期については、合併時までに栃木市の例により統合する。</p>	<p>・旧1市3町の税率の統一について、栃木市国民健康保険運営協議会に諮問をし、答申を経て、23年12月議会に条例改正の予定で事務調整を進めているが、今後西方町との調整も同時にしていく。</p>



## 合併協定項目に関する事務事業の調整結果

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果
<p>【合併協定項目21】 介護保険事業の取扱い</p> <p>平成22年10月15日 第2回協議会 協議第23号</p>	<p>1 介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、平成24年3月までに再編する。</p> <p>2 介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、平成24年3月までに再編する。</p> <p>3 地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、平成24年3月までに再編する。</p>	<p>・第4期介護保険事業計画が平成21年度から平成23年度まで計画実行中のため、合併時は現行のとおりとし、平成23年度末までに第5期計画が策定されるので、それに併せて統一を図る。また、旧1市3町の保険料の統一について、平成24年3月議会に条例改正を提出の予定で事務事業を進めているが、それに併せて西方町との統一を図っていく。</p>

## 合併協定項目に関する事務事業の調整結果

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果
<p>【合併協定項目 25-1】 国内・国際交流事業</p> <p>平成22年10月15日 第2回協議会 協議第27号</p>	<p>国内・国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、合併時までに調整する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市交流推進に関することについては、栃木市の例により統合する。</li> <li>・友好姉妹都市に関することについては、栃木市の例により統合する。</li> <li>・国際交流事業に関することについては、栃木市の例により統合する。</li> </ul>
<p>【合併協定項目 25-9】 保健衛生事業</p> <p>平成22年10月15日 第2回協議会 協議第35号</p>	<p>1 予防接種については、合併後平成24年3月までに調整する。</p> <p>2 各種健（検）診については、合併後平成24年3月までに調整する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種期間や接種方法、医師報酬費等については 現行の栃木市のとおりとする。</li> <li>・委託医療機関は、栃木市医師会と契約するとともに、西方地域の医療機関については個別契約とする。ただし、市外の医療機関で接種件数が多い所は個別契約とする。</li> <li>・個別接種委託料・自己負担額及び扶助費、ワクチンに関する事項等については、平成24年3月までに医療機関等と調整していく。</li> <li>・各健診の実施方法、対象年齢等については、現行の栃木市のとおりとする。 ただし、西方地域においては、前立腺及び乳がん検診、骨粗しょう症検診の個別健診を実施、肺がんヘリカルCT検査を実施する。</li> <li>・個別健診の委託医療機関は、栃木市医師会・歯科医師会と契約するとともに、西方地域の医療機関については個別契約とする。ただし、市外の医療機関で受診件数が多い所は個別契約とする。</li> <li>・各検診委託料・自己負担額等については、平成24年3月までに医療機関等と調整していく。</li> </ul>

### 合併協定項目に関する事務事業の調整結果

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果
<p>【合併協定項目 25-23】 上下水道事業</p> <p>平成22年10月15日 第2回協議会 協議第49号</p>	<p>6 下水道受益者負担金等</p> <p>・納期については、合併時までに再編し、平成24年度から口座振替を実施する。</p>	<p>受益者負担金の納期については、平成23年度から次のとおりとする。</p> <p>1期：6月1日から6月30日まで 2期：8月1日から8月31日まで 3期：10月1日から10月31日まで 4期：翌年1月1日から1月31日まで</p>

## 合併協定項目に関する事務事業の調整結果

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果																																																						
<p>【合併協定項目25-24】 市町立学校の通学区域、学校名</p> <p>平成22年10月15日 第2回協議会 協議第50号</p>	<p>2 学校名については、合併時までに教育委員会間で協議する。</p>	<p>学校名については、現行の「栃木市立、西方町立」の部分を「栃木市立」に統一し、「栃木市立、西方町立」以下の名称は現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">現 行</th> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">合 併 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栃木市立栃木中央小学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立栃木中央小学校（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>栃木市立栃木第三小学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立栃木第三小学校（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>栃木市立栃木第四小学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立栃木第四小学校（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>栃木市立栃木第五小学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立栃木第五小学校（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>栃木市立南小学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立南小学校（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>栃木市立大宮南小学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立大宮南小学校（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>栃木市立大宮北小学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立大宮北小学校（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>栃木市立皆川城東小学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立皆川城東小学校（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>栃木市立吹上小学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立吹上小学校（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>栃木市立千塚小学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立千塚小学校（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>栃木市立寺尾中央小学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立寺尾中央小学校（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>栃木市立寺尾南小学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立寺尾南小学校（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>栃木市立国府南小学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立国府南小学校（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>栃木市立国府北小学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立国府北小学校（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>栃木市立栃木東中学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立栃木東中学校（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>栃木市立栃木西中学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立栃木西中学校（変更なし）</td> </tr> <tr> <td>栃木市立栃木南中学校</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td>栃木市立栃木南中学校（変更なし）</td> </tr> </tbody> </table>	現 行		合 併 後	栃木市立栃木中央小学校	⇒	栃木市立栃木中央小学校（変更なし）	栃木市立栃木第三小学校	⇒	栃木市立栃木第三小学校（変更なし）	栃木市立栃木第四小学校	⇒	栃木市立栃木第四小学校（変更なし）	栃木市立栃木第五小学校	⇒	栃木市立栃木第五小学校（変更なし）	栃木市立南小学校	⇒	栃木市立南小学校（変更なし）	栃木市立大宮南小学校	⇒	栃木市立大宮南小学校（変更なし）	栃木市立大宮北小学校	⇒	栃木市立大宮北小学校（変更なし）	栃木市立皆川城東小学校	⇒	栃木市立皆川城東小学校（変更なし）	栃木市立吹上小学校	⇒	栃木市立吹上小学校（変更なし）	栃木市立千塚小学校	⇒	栃木市立千塚小学校（変更なし）	栃木市立寺尾中央小学校	⇒	栃木市立寺尾中央小学校（変更なし）	栃木市立寺尾南小学校	⇒	栃木市立寺尾南小学校（変更なし）	栃木市立国府南小学校	⇒	栃木市立国府南小学校（変更なし）	栃木市立国府北小学校	⇒	栃木市立国府北小学校（変更なし）	栃木市立栃木東中学校	⇒	栃木市立栃木東中学校（変更なし）	栃木市立栃木西中学校	⇒	栃木市立栃木西中学校（変更なし）	栃木市立栃木南中学校	⇒	栃木市立栃木南中学校（変更なし）
現 行		合 併 後																																																						
栃木市立栃木中央小学校	⇒	栃木市立栃木中央小学校（変更なし）																																																						
栃木市立栃木第三小学校	⇒	栃木市立栃木第三小学校（変更なし）																																																						
栃木市立栃木第四小学校	⇒	栃木市立栃木第四小学校（変更なし）																																																						
栃木市立栃木第五小学校	⇒	栃木市立栃木第五小学校（変更なし）																																																						
栃木市立南小学校	⇒	栃木市立南小学校（変更なし）																																																						
栃木市立大宮南小学校	⇒	栃木市立大宮南小学校（変更なし）																																																						
栃木市立大宮北小学校	⇒	栃木市立大宮北小学校（変更なし）																																																						
栃木市立皆川城東小学校	⇒	栃木市立皆川城東小学校（変更なし）																																																						
栃木市立吹上小学校	⇒	栃木市立吹上小学校（変更なし）																																																						
栃木市立千塚小学校	⇒	栃木市立千塚小学校（変更なし）																																																						
栃木市立寺尾中央小学校	⇒	栃木市立寺尾中央小学校（変更なし）																																																						
栃木市立寺尾南小学校	⇒	栃木市立寺尾南小学校（変更なし）																																																						
栃木市立国府南小学校	⇒	栃木市立国府南小学校（変更なし）																																																						
栃木市立国府北小学校	⇒	栃木市立国府北小学校（変更なし）																																																						
栃木市立栃木東中学校	⇒	栃木市立栃木東中学校（変更なし）																																																						
栃木市立栃木西中学校	⇒	栃木市立栃木西中学校（変更なし）																																																						
栃木市立栃木南中学校	⇒	栃木市立栃木南中学校（変更なし）																																																						

		<table border="1"> <tr> <td>栃木市立東陽中学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立東陽中学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立皆川中学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立皆川中学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立吹上中学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立吹上中学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立寺尾中学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立寺尾中学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立大平東小学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立大平東小学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立大平南小学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立大平南小学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立大平西小学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立大平西小学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立大平中央小学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立大平中央小学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立大平中学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立大平中学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立大 南中学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立大平南中学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立部屋小学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立部屋小学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立藤岡小学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立藤岡小学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立赤麻小学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立赤麻小学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立三鴨小学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立三鴨小学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立藤岡第一中学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立藤岡第一中学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立藤岡第二中学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立藤岡第二中学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立合戦場小学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立合戦場小学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立家中小学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立家中小学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立赤津小学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立赤津小学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>栃木市立都賀中学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立都賀中学校 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>西方町立西方小学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立西方小学校</td> </tr> <tr> <td>西方町立真名子小学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立真名子小学校</td> </tr> <tr> <td>西方町立西方中学校</td> <td>⇒</td> <td>栃木市立西方中学校</td> </tr> </table>	栃木市立東陽中学校	⇒	栃木市立東陽中学校 (変更なし)	栃木市立皆川中学校	⇒	栃木市立皆川中学校 (変更なし)	栃木市立吹上中学校	⇒	栃木市立吹上中学校 (変更なし)	栃木市立寺尾中学校	⇒	栃木市立寺尾中学校 (変更なし)	栃木市立大平東小学校	⇒	栃木市立大平東小学校 (変更なし)	栃木市立大平南小学校	⇒	栃木市立大平南小学校 (変更なし)	栃木市立大平西小学校	⇒	栃木市立大平西小学校 (変更なし)	栃木市立大平中央小学校	⇒	栃木市立大平中央小学校 (変更なし)	栃木市立大平中学校	⇒	栃木市立大平中学校 (変更なし)	栃木市立大 南中学校	⇒	栃木市立大平南中学校 (変更なし)	栃木市立部屋小学校	⇒	栃木市立部屋小学校 (変更なし)	栃木市立藤岡小学校	⇒	栃木市立藤岡小学校 (変更なし)	栃木市立赤麻小学校	⇒	栃木市立赤麻小学校 (変更なし)	栃木市立三鴨小学校	⇒	栃木市立三鴨小学校 (変更なし)	栃木市立藤岡第一中学校	⇒	栃木市立藤岡第一中学校 (変更なし)	栃木市立藤岡第二中学校	⇒	栃木市立藤岡第二中学校 (変更なし)	栃木市立合戦場小学校	⇒	栃木市立合戦場小学校 (変更なし)	栃木市立家中小学校	⇒	栃木市立家中小学校 (変更なし)	栃木市立赤津小学校	⇒	栃木市立赤津小学校 (変更なし)	栃木市立都賀中学校	⇒	栃木市立都賀中学校 (変更なし)	西方町立西方小学校	⇒	栃木市立西方小学校	西方町立真名子小学校	⇒	栃木市立真名子小学校	西方町立西方中学校	⇒	栃木市立西方中学校
栃木市立東陽中学校	⇒	栃木市立東陽中学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立皆川中学校	⇒	栃木市立皆川中学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立吹上中学校	⇒	栃木市立吹上中学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立寺尾中学校	⇒	栃木市立寺尾中学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立大平東小学校	⇒	栃木市立大平東小学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立大平南小学校	⇒	栃木市立大平南小学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立大平西小学校	⇒	栃木市立大平西小学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立大平中央小学校	⇒	栃木市立大平中央小学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立大平中学校	⇒	栃木市立大平中学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立大 南中学校	⇒	栃木市立大平南中学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立部屋小学校	⇒	栃木市立部屋小学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立藤岡小学校	⇒	栃木市立藤岡小学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立赤麻小学校	⇒	栃木市立赤麻小学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立三鴨小学校	⇒	栃木市立三鴨小学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立藤岡第一中学校	⇒	栃木市立藤岡第一中学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立藤岡第二中学校	⇒	栃木市立藤岡第二中学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立合戦場小学校	⇒	栃木市立合戦場小学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立家中小学校	⇒	栃木市立家中小学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立赤津小学校	⇒	栃木市立赤津小学校 (変更なし)																																																																					
栃木市立都賀中学校	⇒	栃木市立都賀中学校 (変更なし)																																																																					
西方町立西方小学校	⇒	栃木市立西方小学校																																																																					
西方町立真名子小学校	⇒	栃木市立真名子小学校																																																																					
西方町立西方中学校	⇒	栃木市立西方中学校																																																																					

## 合併協定項目に関する事務事業の調整結果

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果
<p>【合併協定項目 25-27】 社会教育事業</p> <p>平成22年10月15日 第2回協議会 協議第53号</p>	<p>2 成人式については、合併時に再編する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併後も旧市町の独自性を尊重するため、当面旧市町(現栃木市は各地域)単位で実施する。</li> <li>・旧市町(現栃木市は各地域)ごとに実行委員会をつくる。</li> <li>・記念品については、予算を新成人一人当たり800円とし、各実行委員会の代表者により調整会議を行う。</li> <li>・記念写真については、予算化はせずに写真業者との個人対応とする。</li> <li>・その他、必要な経費については、実行委員会への負担金として予算化する。</li> </ul>
<p>【合併協定項目 25-30】 社会福祉協議会</p> <p>平成22年10月15日 第2回協議会 協議第56号</p>	<p>社会福祉協議会については、速やかに統合するよう働きかける。</p>	<p>3月15日に合併の契約調印を行った。</p>

合併協定項目	1 1 特別職の身分の取扱い	関係項目
調整の方針	<p>1 西方町の常勤特別職（教育長を含む。）、議会議員及び各種行政委員会委員については、合併の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会委員については、別に協議するものとする。</p> <p>2 西方町のその他の非常勤特別職については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、栃木市の制度として定めるものとする。ただし、消防団員については、別に協議するものとする。</p>	

区分	現 況		具体的な調整結果
	栃木市	西方町	
常勤の特別職	<ul style="list-style-type: none"> <li>任期 4年</li> <li>給料 市長 (月) 1,020,000円</li> <li>副市長 (月) 840,000円</li> <li>教育長 (月) 680,000円</li> </ul> <p>※ 平成23年4月から平成24年3月まで、上記の金額から5/100を減じた額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>任期 4年</li> <li>給料 町長 (月) 603,000円 (※536,000円)</li> <li>副町長 (月) 490,500円</li> <li>教育長 (月) 463,500円</li> </ul> <p>※ 町長は平成17年10月から平成23年3月まで減額支給</p>	<p>現行の栃木市のとおりとする。</p>
議会議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>定数 31人</li> <li>任期 4年</li> <li>報酬 議長 (月) 535,000円</li> <li>副議長 (月) 465,000円</li> <li>議員 (月) 420,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定数 10人</li> <li>任期 4年</li> <li>報酬 議長 (月) 275,500円</li> <li>副議長 (月) 205,200円</li> <li>議員 (月) 190,000円</li> </ul>	<p>地方自治法第91条第5項の規定により、議員の定数を地方自治法第91条第2項での定数の上限の34人まで増員するものとし、公職選挙法第15条第6項の規定により、西方町を区域とする選挙区を設けるものとする。</p> <p>また、西方選挙区の定数については、公職選挙法施行令第9条の規定により3人とする。</p> <p>報酬については、現行の栃木市のとおりとする。</p>
行政委員会	<p>栃木市教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定数 5人</li> <li>任期 4年</li> <li>報酬 委員長 (月) 58,700円</li> <li>委員 (月) 44,300円</li> </ul>	<p>西方町教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定数 5人</li> <li>任期 4年</li> <li>報酬 委員長 (年) 136,000円</li> <li>委員 (年) 108,000円</li> </ul>	<p>現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町からの選出委員を1人追加し、定数を6人とする。</p> <p><b>【栃木市教育委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定数 6人</li> <li>任期 4年</li> <li>報酬 委員長 (月) 58,700円</li> <li>委員 (月) 44,300円</li> </ul>

現 況		具体的な調整結果	
区分	栃木市		西方町
行政委員会	栃木市選挙管理委員会 ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (年) 312,000円 委員 (年) 224,000円 補充員 (日) 8,000円	西方町選挙管理委員会 ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 (年) 72,000円 委員 (年) 64,000円 補充員 -	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市監査委員 ・定数 2人 ・任期 識見選任 4年 議会選任 議員の任期 ・報酬 識見選任 (月) 81,400円 議員選任 (月) 46,400円	西方町監査委員 ・定数 2人 ・任期 識見選任 4年 議会選任 議員の任期 ・報酬 識見選任 (年) 160,000円 議会選任 (年) 128,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市農業委員会 ・定数 選挙 23人 選任 7人 ・任期 3年 ・報酬 会長 (年) 756,000円 職務代理者 (年) 552,000円 委員 (年) 480,000円	西方町農業委員会 ・定数 選挙 12人 選任 5人 ・任期 3年 ・報酬 会長 (年) 152,000円 職務代理者 (年) 136,000円 委員 (年) 128,000円	新市に1つの農業委員会を置く。 西方町の選挙による委員のうち2人は、市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、平成25年7月19日まで引き続き新市の選挙による委員として在任する。 選挙による委員の定数は、25人とする。 選挙区は、5選挙区とし、現選挙区に西方町1選挙区(定数2人)を加えるものとする。 新市の農業委員会の委員の報酬の額については、現行の栃木市のとおりとする。 選任による委員については、上都賀農業協同組合1人、上都賀地方農業共済組合1人を加えるものとする。 ≪参考≫ 選任による委員は、農協2人、農業共済2人、土地改良区1人、議会4人以内とする。
	栃木市固定資産評価審査委員会 ・定数 4人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 8,000円	西方町固定資産評価審査委員会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町からの選出委員を1人追加し、定数を5人とする。 <b>【栃木市固定資産評価審査委員会】</b> ・定数 5人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 8,000円



現 況			具体的な調整結果	
区分	栃木市	西方町		
行政委員会	栃木市公平委員会 ・定数 3人 ・任期 4年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。	
附属機関等	栃木市議員報酬及び特別職給料審議会 ・定数 10人以内 ・任期 審議終了後解任 ・報酬 (日) 8,000円	西方町特別職報酬等審議会 ・定数 10人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。	
	栃木市職員懲戒審査委員会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。	
	栃木市職員安全衛生管理委員会 ・定数 17人 ・任期 2年 ・報酬 -	西方町安全衛生管理委員会 ・定数 7人 ・任期 1年 ・報酬 -	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方総合支所の課長職 1人及び職員団体の推薦者 1人を追加し、定数を 19人とする。また、消防本部には、別に安全衛生管理委員会を設置し、定数を 12人とする。 <b>【栃木市職員安全衛生管理委員会】</b> ・定数 19人 ・任期 2年 ・報酬 - <b>【栃木市消防職員安全衛生管理委員会】</b> ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 -	
	栃木地区広域行政事務組合 (消防本部)			
	○安全関係者会議 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 - ○衛生委員会 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 -			

現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
附属機関等	栃木市公務災害補償等認定委員会 ・定数 5人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 8,000円	西方町公務災害補償等認定委員会 ・定数 5人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市公務災害補償等審査会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 8,000円	西方町公務災害補償等審査会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市名誉市民選考委員会 旧1市3町の合併時、栃木市名誉市民に関する ことについては、合併後再編することとなっており、 現在再編中である。	西方町名誉町民選考委員会 ・定数 7人以内 ・任期 選考終了後解任 ・報酬 (日) 2,000円	合併後、平成23年度中に再編する。
	栃木市表彰審査委員会 旧1市3町の合併時、表彰制度に関すること については、合併後再編することとなっており、現 在再編中である。	西方町表彰審査会 ・定数 5人 ・任期 在職期間 ・報酬 (日) 2,000円	栃木市表彰審査委員会を設置する。 <b>【栃木市表彰審査委員会】</b> ・定数 5人 ・任期 在職期間 ・報酬 -
	栃木市人権施策推進審議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	該当なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市情報公開・個人情報保護審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	西方町情報公開及び個人情報保護審査会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 弁護士委員 (回) 10,000円 上記以外 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
附属機関等	行政改革懇談会 【未設置】	行政改革推進委員会 ・定数 15人 ・任期 - ・報酬 (日) 2,000円	総合計画及び行政改革大綱等については、一体的に策定することから、その策定については、今後栃木市において設置する総合計画策定審議会が行うこととする。なお、策定後における行政改革懇談会の役割については、合併後調整する。
	栃木市住居表示審議会 ・定数 20人以内 ・任期 調査審議終了日まで ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市指定管理者選定委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	設置なし	西方町協働のまちづくり推進会議(H22.5.1設立) ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	西方町の委員は、合併の前日をもって失職する。
	栃木市交通安全対策会議 ・定数 15人以内 ・任期 - ・報酬 -	西方町交通安全対策会議 ・定数 40人以内 ・任期 在職期間 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市防災会議 ・定数 45人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円 ※ 水防協議会の機能を兼ねる。	西方町防災会議 ・定数 25人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。 ※ 西方町からの選出委員2人(総合支所職員、消防団副団長)を追加するが、定数に変更なし。

現 況		具体的な調整結果	
区分	栃木市 西方町		
附属機関等	設置なし	西方町水防協議会 ・定数 16 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 2,000 円	西方町の委員は、合併の前日をもって失職する。
	栃木市国民保護協議会 ・定数 45 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円 ※ 委員構成は栃木市防災会議と同じ。	西方町国民保護協議会 ・定数 30 人以内 ・任期 - ・報酬 (日) 2,000 円	現行の栃木市のとおりとする。 ※ 西方町からの選出委員 2 人（総合支所職員、消防団副団長）を追加するが、定数に変更なし。 ※ 委員構成は栃木市防災会議と同じ。
	栃木市地域公共交通会議 ・定数 25 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。 ※ 西方町からの選出委員 1 人（住民代表）を追加するが、定数に変更なし。
	栃木市賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 8 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	西方町消防賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 - ・任期 在職期間 ・報酬 -	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町からの選出委員 1 人（消防団副団長）を追加し、定数を 9 人以内とする。 【栃木市賞じゅつ金等審査委員会】 ・定数 9 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円
	設置なし	西方町消防委員会 ・定数 9 人 ・任期 3 年 ・報酬 (日) 2,000 円	西方町の委員は、合併の前日をもって失職する。
	栃木市地域公共交通活性化協議会 ・定数 25 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 8,000 円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。 ※ 西方町からの選出委員 1 人（住民代表）を追加するが、定数に変更なし。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
附属機関等	栃木市入札適正化委員会 ・定数 4人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市市民協働まちづくりファンド助成事業審査委員会 ・定数 8人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	とちぎ市民活動推進センター運営委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市国民健康保険運営協議会 ・定数 18人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	西方町国民健康保険運営協議会 ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市環境審議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市緑の基本計画推進会議 ・定数 30人以内 ・任期 3年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
附属機関等	栃木市民生委員推薦会 ・定数 14人以内 ・任期 3年 ・報酬 (日) 8,000円	西方町民生委員推薦会 ・定数 7人 ・任期 3年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市老人ホーム入所判定委員会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 8,000円	西方町老人ホーム入所判定委員会 ・定数 5人 ・任期 - ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市介護保険運営協議会 ・定数 10人 ・任期 3年 ・報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 8,000円	西方町地域密着型サービス運営委員会 ・定数 12人以内 ・任期 3年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	(栃木市介護保険運営協議会に統合)	西方町地域包括支援センター運営協議会 (西方町地域密着型サービス運営委員会兼務)	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市介護認定審査会 ・定数 56人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 20,800円 委員 (日) 12,500円	西方町介護認定審査会 ・定数 6人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 16,000円 委員 (日) 9,600円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、定数については、70人以内とする。
	栃木市社会福祉施策推進委員会 ・定数 - ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。

現 況		具体的な調整結果	
区分	栃木市		西方町
附属機関等	地域ケア会議 ・定数 - ・任期 - ・報酬 医師 (日) 20,000 円 委員 (日) 8,000 円	高齢者支援担当者会議 ・定数 - ・任期 - ・報酬 -	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市障がい程度区分審査会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 医師 (日) 20,800 円 委員 (日) 12,500 円	西方町障害程度区分市町村審査会 ・定数 5 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 医師 (日) 16,000 円 委員 (日) 9,600 円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市要保護児童対策地域協議会 ・定数 - ・任期 2 年 ・報酬 -	西方町要保護児童対策地域協議会 ・定数 - ・任期 - ・報酬 (日) 2,000 円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、構成員に西方総合支所の児童福祉担当課を追加する。
	栃木市学童保育運営委員会 ・定数 10 人 ・任期 2 年 ・報酬 -	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町の学校の職員及び利用保護者の代表が委員になるよう、定数を12人以内とする。 <b>【栃木市学童保育運営委員会】</b> ・定数 12 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 -
	栃木市特別支援保育審査会 ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 -	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。ただし、委員に西方町の保育所長を加える。 <b>【栃木市特別支援保育審査会】</b> ・定数 10 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 -

現 況			具体的な調整結果	
区分	栃木市	西方町		
附属機関等	栃木市児童館運営委員会 ・定数 6人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	現行の栃木市のとおりにする。	
	栃木市健康づくり推進協議会 ・定数 18人以内 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 10,000円 委員 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりにする。	
	設置なし	西方町保健事業事故対策委員会 ・委員 7人 ・任期 - ・報酬 -	西方町の委員は、合併の前日をもって失職する。	
	栃木市予防接種委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 10,000円	西方町予防接種健康被害調査委員会 ・定数 7人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりにする。ただし、合併時に西方町の委員を選出し委嘱する。 【栃木市予防接種委員会】 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 10,000円	
	栃木市健康21計画検討部会 ・定数 20人 ・任期 2年 ・報酬 医師 (日) 10,000円 委員 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりにする。	
	大平地域	都賀地域	設置なし	合併時に統合する企業立地奨励補助制度に併せて審査会を新設する。 【栃木市企業立地促進審査会】 ・定数 6人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円
	大平町企業誘致審査会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	都賀町工場等立地奨励補助金審査会 ・定数 10人以内 ・任期 - ・報酬 (日) 3,000円		



現 況			具体的な調整結果		
区分	栃木市	西方町			
附属機関等	栃木市中小企業融資振興会 ・定数 7人 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方商工会からの委員を1人追加し、定数を8人とする。 【栃木市中小企業融資振興会】 ・定数 8人 ・任期 2年 ・報酬 -		
	栃木市中小企業融資審査委員会 ・定数 12人以内 ・任期 1年 ・報酬 -	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町及び鹿沼相互信用金庫からの委員を2人追加し、定数を14人とする。 【栃木市中小企業融資振興会】 ・定数 14人以内 ・任期 1年 ・報酬 -		
	大平町商工振興審議会 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	西方町商工振興審議会 ・定数 15人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	合併後に再編する。		
	栃木市		西方町	具体的な調整結果	
	大平地域	藤岡地域			都賀地域
	おおひらブランド認定委員会 ・定数 7人以内 ・任期 2年 ・報酬(日) 委員長 6,500円 委員 6,000円	ふじおかブランド推進協議会 ・定数 - ・任期 2年 ・報償費 交通費相当分	つがブランド審議委員会 ・定数 - ・任期 2年 ・報償費 交通費相当分	設置なし	合併後に新市ブランドの統合に併せて再編する。
	栃木市		西方町	具体的な調整結果	
	大平町産業振興奨励事業審査委員会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円 (栃木市において再編中である。)	設置なし		大平町産業振興奨励事業審査委員会の設置については、産業振興活動支援事業補助金の調整結果が合併後に再編であるため、合併後に再編する。	

現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
附属機関等	とちぎ山車会館運営委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市就業安定対策協議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 -	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。ただし、栃木市3商工会から3人及び西方商工会から1人を追加する。 【栃木市就業安定対策協議会】 ・定数 20人以内 ・委員 企業の代表 3人 関係団体の代表 4人 公共職業安定所等、商工会議所及び商工会 7人 市職員 5人 ・任期 2年 ・報酬 -
	栃木市農業振興地域促進協議会 ・定数 - ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	西方町構造政策推進会議 ・定数 19人 ・任期 - ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町からの選出委員を追加する。 【栃木市農業振興地域促進協議会】 ・定数 - ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円
	栃木市都市計画審議会 ・定数 16人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	西方町都市計画審議会 ・定数 11人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町からの選出委員を2人追加し、定数を18人以内とする。 【栃木市都市計画審議会】 ・定数 18人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円

現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
附属機関等	小山栃木都市計画事業 JR 大平下駅前土地区画整理審議会 ・定数 10人 ・任期 5年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市町並み委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市伝統的建造物群保存地区指定推進協議会 ・定数 25人以内 ・任期 保存地区指定になるまでの期間 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市シビックコア地区整備推進連絡協議会 ・定数 - ・任期 - ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市建築審査会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
附属機関等	栃木市上下水道事業調査委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市上下水道事業調査委員会に含む。	西方町水道運営協議会 ・定数 12人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市上下水道事業調査委員会に含む。	西方町下水道使用料等審議会 ・定数 12人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市上下水道事業調査委員会に含む。	西方町農業集落排水使用料等審議会 ・定数 12人 ・任期 調査審議終了後解任 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市奨学生選考委員会 ・定数 5人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市藤岡地区(都賀地区)中学生国際交流事業実施委員会 ・定数 10人以内×2地区 ・任期 1年 ・報酬(報償費) (日) 8,000円	西方町中学生国際交流事業実施委員会 ・定数 7人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	平成22年度で廃止。

現 況		具体的な調整結果	
区分	栃木市		西方町
附属機関等	都賀中学校校舎建設調査委員会 ・定数 10人以内 ・任期 校舎建設が完了したとき ・報償費 (日) 8,000円	西方中学校校舎建設検討委員会 ・定数 21人 ・任期 校舎建設が完了したとき ・報酬 (日) 2,000円	都賀中学校校舎建設調査委員会については、所期の目的を達成したため廃止する。西方中学校校舎建設検討委員会については、新たに栃木市の制度として定める。 <b>【西方中学校校舎建設検討委員会】</b> ・定数 15人以内 ・任期 校舎建設が完了したとき ・報酬 (日) 8,000円
	栃木市立小中学校学区審議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市立小中学校教科用図書選定委員会 ・定数 7人 ・任期 1年 ・報酬 (日) 8,000円	※上都賀採択地区教科用図書採択協議会 ・定数 9人 ・任期 1年 ・報酬 (日) 5,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市就学指導委員会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 専門医 (日) 15,000円 学識者 (日) 5,000円	西方町就学指導委員会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市立学校給食共同調理場等運営協議会 ・定数 25人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町からの選出委員を2人追加し、定数を27人以内とする。 <b>【栃木市立学校給食共同調理場等運営協議会】</b> ・定数 27人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円

現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
附属機関等	栃木市大平学校給食センター施設整備検討協議会 ・定数 12人以内 ・任期 施設開設の日まで ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市スポーツ振興審議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町から委員を2人選出する。 【栃木市スポーツ振興審議会】 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円
	栃木市働く婦人の家運営委員会 ・定数 8人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市青少年問題協議会 ・定数 31人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市青少年育成センター運営協議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市勤労青少年ホーム運営委員会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
附属機関等	栃木市勤労者体育センター運営委員会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりにする。
	栃木市社会教育委員会議 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	西方町社会教育委員会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりにする。
	栃木市公民館運営審議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	西方町公民館運営審議会 (※西方町社会教育委員兼務) ・定数 20人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりにする。
	栃木市集会所運営委員会 ・定数 60人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりにする。
	設置なし	西方町生涯学習推進本部 ・本部委員 27人 企画推進員 24人 地域学習推進員 39人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	合併後に再編する。
	栃木市文化財保護審議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	西方町文化財保護審議会 ・定数 10人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりにする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
附属機関等	栃木市文化会館運営委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市図書館協議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	とちぎ蔵の街美術館運営協議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 4,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市美術資料選考評価委員会 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	設置なし	西方町史編さん委員会 ・定数 20人以内 ・任期 編さん完了まで ・報酬 委員 (日) 2,000円 監修者1人 (月) 40,000円 専門委員長1人 (月) 35,000円 専門委員9人 (月) 30,000円	合併時まで編さんを完了し廃止する。



現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
附属機関等	栃木市地域自治区（大平町、藤岡町、都賀町）地域協議会 ・定数 15 人以内×3 地区 ・任期 2 年 （最初に選任される委員の任期は、選任の日から平成 25 年 3 月 31 日まで） ・報酬（日）8,000 円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町に地域協議会を設置する。 <b>【栃木市地域自治区（大平町、藤岡町、都賀町及び西方町）地域協議会】</b> ・定数 15 人以内×4 地区 ・任期 2 年 （最初に選任される委員の任期は、選任の日から平成 25 年 3 月 31 日まで） ・報酬（日）8,000 円
その他の特別職	顧問弁護士 ・定数 1 人 ・任期 2 年 ・報酬（年）360,000 円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	開票管理者・選挙長（日）10,600 円 投票管理者（日）12,600 円 期日前投票管理者（日）11,100 円 投票立会人（日）10,700 円 期日前投票立会人（日）9,500 円 開票立会人・選挙立会人（日）8,800 円	開票管理者・選挙長（日）10,600 円 投票管理者（日）12,600 円 期日前投票管理者（日）11,100 円 投票立会人（日）10,700 円 期日前投票立会人（日）9,500 円 開票立会人・選挙立会人（日）8,800 円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市交通教育指導員 ・定数 - ・任期 1 年 ・報酬（月）165,600 円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市交通指導員 ・人数 53 人 ・任期 2 年 ・報酬（月）47,000 円	西方町交通指導員 ・人数 3 人 ・任期 3 年 ・報酬（月）33,000 円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町の指導員 3 人を追加し、人数を 56 人とする。 <b>【栃木市交通指導員】</b> ・人数 56 人 ・任期 2 年 ・報酬（月）47,000 円

現況		具体的な調整結果				
区分	栃木市	西方町				
その他の特別職	栃木市消防団 ・定数 933 人 ・報酬 (年) 団長 (方面隊長) 250,000 円 副団長 (方面隊長) 237,000 円 方面隊副隊長 (団本部) 170,000 円 分団長 129,000 円 副分団長 113,500 円 部長 103,000 円 班長 82,500 円 団員 67,000 円	西方町消防団 ・定数 123 人 ・報酬 (年) 団長 150,000 円 副団長 110,000 円 本部長 97,000 円 副本部長 88,000 円 本部員 70,000 円 分団長 70,000 円 副分団長 60,000 円 部長 50,000 円 班長 40,000 円 団員 30,000 円			現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方方面隊分として人数を 123 人追加し、定数を 1,056 人とする。 <b>【栃木市消防団】</b> ・定数 1,056 人 ・報酬 (年) 団長 (方面隊長) 250,000 円 副団長 (方面隊長) 237,000 円 方面隊副隊長 (団本部) 170,000 円 分団長 129,000 円 副分団長 113,500 円 部長 103,000 円 班長 82,500 円 団員 67,000 円	
	栃木市				西方町	具体的な調整結果
	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域		
	※自治会長報償金 ・自治会数 172 ・均等割 38,500 円 + 世帯割 220 円 × 加入世帯数  (参考) <b>【自治会報償金】</b> 自治会への依頼事務 (広報紙配布他) に対するお礼として支出する。 ・世帯割 350 円 × 加入世帯数	大平町代表事務連絡員 ・自治会数 46 ・報酬 (年) 79,000 円 + 700 円 × 担当地域の戸数 大平町事務連絡員 ・報酬 (年) 700 円 × 担当地域の戸数  (参考) <b>【自治会報償金】</b> 自治会への報償金は無い。	※自治会長への謝金は無い。  (参考) <b>【自治会行政協力謝金】</b> ・自治会数 104 ・自治会への依頼事務 (広報紙配布他) に対するお礼として。 ・世帯割 1,300 円 × 加入世帯数	※自治会長へのお礼 ・自治会数 30 ・自治会長に対しお礼として、報償費 (物品) 及び食糧費 (料理等) を支出する。  (参考) <b>【自治会委託料】</b> 自治会への業務委託に対して委託料を支出する。 ・均等割 35,000 円 + (世帯割 450 円 × 加入世帯数) + (班長手当 7,000 円 × 班数)	西方町自治会長 ・自治会数 39 ・報酬 (年) 自治会長 均等割 100,000 円 戸数割 300 円 班長 戸数割 800 円  (参考) <b>【自治会総合交付金】</b> 自治会の地域福祉活動や地域防災活動、交通安全対策など様々な活動に対し、世帯・人数割で交付 (未加入世帯・人数含む。) する。 ・世帯割 3,000 円 × 世帯数 + 人数割 2,500 円 × 対象者数 (敬老会対象者及び小中学生人数)	大平地域の 大平町代表事務連絡員 及び 大平町事務連絡員 は、平成 23 年度以降は委嘱しない。 西方町の自治会長 (非常勤特別職) については、平成 23 年 10 月 1 日以降は委嘱しない。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
その他の特別職	地域防災活動推進員 ・定数 9人 ・任期 1年 ・報酬 (年) 20,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市産業医 ・定数 4人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 196,800円+450円×職員数+ (月) 30,000円(相談医のみ)	西方町産業医 ・定数 1人 ・任期 2年 ・報酬 従事回数×32,000円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方総合支所及び消防本部の産業医各1人を追加し、定数を6人とする。 【栃木市産業医】 ・定数 6人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 196,800円+450円×職員数+ (月) 30,000円(相談医のみ)
	栃木市固定資産評価員 ・定数 1人 ・任期 - ・報酬 (日) 8,000円	西方町固定資産評価員 ・定数 1人 ・任期 - ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。 (西方町の評価員は、合併の前日をもって失職する。)
	栃木市税等収納員 ・任期 1年 ・報酬 250,000円以内 月額基本給 80,000円 月額能率給 徴収割 現年度分 収納額×2/100 過年度分 収納額×4/100 徴収世帯割 世帯数×150円 講座振替勧誘割 依頼数×1,000円	西方町税徴収嘱託員 ・任期 1年 ・報償金 月額基本給 臨時職員と同額 月額能率給 徴収割 現年度分 収納額×2/100 過年度分 収納額×4/100 講座振替勧誘割 依頼数×1,000円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、収納員の配置数及び担当地域は合併後に再編する。



現 況						具体的な調整結果
区分	栃木市				西 方 町	
	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域		
その他の特別職	栃木市保健委員 ・定数 自治会に1人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 3,000円＋ 世帯数×50円 栃木市保健班長 ・定数 (概ね50世帯に1人) ・任期 2年 ・報酬 (年) 1,000円＋ 世帯数×50円	大平町地域環境美化推進員 ・定数 自治会に1人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 10,000円＋ 世帯数×80円	設置なし	都賀町保健委員 ・定数 自治会に1人 ・任期 2年 ・報酬 均等割5,000円＋ 世帯数×160円	設置なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 (平成25年3月まで) 栃木市において再編調整中であり、それぞれの業務等を見直し、全市域で環境美化が推進できるような委員の設置について検討を進めている。
	栃木市廃棄物・土砂等埋立監視員 ・定数 2人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 140,000円	大平町環境美化監視員 ・定数 3人 ・任期 2年 ・報酬 (月) 50,000円	藤岡町環境美化監視員 ・定数 2人 ・任期 2年 ・報償金 (日) 3,000円	都賀町環境保全監視員 ・定数 各自治会1人 ・任期 2年 ・報償金 (年) 5,000円	設置なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 (平成24年3月まで) 栃木市において再編調整中であり、全市域で統一された不法投棄監視ができるよう、定数や職務等について検討を進めている。
	栃木市			西方町		具体的な調整結果
栃木市福祉事務所嘱託医 ・定数 2人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 70,000円			設置なし		現行の栃木市のとおりとする。	

現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
その他の特別職	栃木市生活保護面接相談員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市家庭相談員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市母子自立支援員兼婦人相談員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市養育支援員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市障がい程度区分認定調査員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市障がい者相談支援員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
その他の特別職	栃木市生活保護就労支援相談員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市トータルサポート専門員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (日) 20,000円以内 (月) 350,000円以内	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市介護認定調査員 ・定数 15人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 150,000円+件数×2,000円	※職員(保健師)が対応	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市介護支援専門員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 206,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市社会福祉士 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 206,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市ファミリー・サポートセンター・ アドバイザー ・定数 3人 ・任期 1年 ・報酬 (日) 7,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
その他の特別職	未就学児ことばの教室指導員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (日) 9,800円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市特別障害者手帳等嘱託医 ・定数 - ・任期 - ・報酬 (日) 20,800円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市保育所嘱託医 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (年)106,000円+児童数×450円×2回	西方町園医、内科医 ・定数 - ・任期 - ・報酬 (回) 17,600円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市保育所歯科嘱託医 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (年)106,000円+児童数×450円×2回	西方町園医、歯科医 ・定数 - ・任期 - ・報酬 (回) 17,600円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市嘱託保育士 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 169,900円	西方町嘱託保育士 ・定数 - ・任期 1年 ・賃金 (月) 158,000円～192,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市保育所嘱託栄養士 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月)169,900円	※西方町臨時栄養士(保健福祉課の栄養士が兼務) ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 192,000円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町の臨時栄養士の業務については、合併時は現行のとおりとし、平成24年度から業務を栃木市の嘱託栄養士に引き継ぐ。



現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
その他の特別職	栃木市児童センター主任指導員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市市医 ・定数 1人 ・任期 2年 ・報酬 (年) 52,500円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市予防接種等嘱託医 ・定数 - ・任期 - ・報酬 (日) 30,000円	西方町予防接種協力医 ・定数 - ・任期 - ・報酬 (日) 17,600円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市母子保健推進員 ・定数 142人 ・任期 2年 ・報酬 (年)20,000円+訪問件数×300円+協力回数×1,500円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市栄養指導員 ・定数 1人 ・任期 - ・報酬 (月) 186,300円	※西方町臨時栄養士 ・任期 1年 ・賃金 (月) 192,000円 (保育所給食献立作成等業務を兼ねる。)	現行のとおりとする。ただし、西方町臨時栄養士については、栃木市の臨時職員の規定を適用する。
	栃木市陸砂利採石監視員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 81,800円	西方町陸砂利採石監視員 ・任期 1年 ・賃金 (年) 968,400円	現行の栃木市のとおりとする。

現 況				具体的な調整結果
区分	栃木市		西方町	
その他の特別職	栃木市営住宅管理人 ・定数 各市営住宅あたり1人以内 ・任期 1年 ・報酬 (年)2,000円+管理戸数×300円		設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	小山栃木都市計画事業 JR 大平下駅前土地区画整理 評価員 ・定数 3人 ・任期 - ・報酬 (日)8,000円		設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市外国語指導助手 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月)350,000円以内		西方町外国語指導助手 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月)300,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市特別支援教育講師 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (日)20,000円		設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市		西方町	具体的な調整結果
	栃木市学校教育指導員(主任教育相談員・教育相談員) ・定数 - ・任期 1年		設置なし	合併後、平成23年度中に再編する。
栃木地域 学校教育指導員 報酬(月)124,200円	大平地域 主任教育相談員 報酬(月)187,200円 教育相談員 報酬(月)104,000円	藤岡地域 学校教育相談員 報酬(日)7,500円	都賀地域 設置なし	



現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
その他の特別職	栃木市教育委員会点検評価委員 ・定数 5人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	西方町教育委員会外部評価委員 ・定数 3人 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりにする。
	栃木市学校評議員 ・定数 各学校8人以内 ・任期 1年 ・報酬 (年) 15,000円	西方町学校評議員 ・定数 各学校5人以内 ・任期 1年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりにする。
	栃木市教育研究所所長 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 150,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりにする。
	栃木市教育研究所主事 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 5,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりにする。
	栃木市学校支援員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 特別支援 (日) 9,100円 学力向上 (月) 183,000円	※西方町立小中学校非常勤講師 ・定数 - ・任期 1年 ・賃金 (時) 1,250円	現行の栃木市のとおりにする。
	栃木市人権教育推進員 ・定数 - ・任期 1年 ・報酬 (月) 5,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりにする。

現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
その他の特別職	栃木市男女共同参画推進指導員 ・定数 1人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 124,200円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市少年補導員 ・定数 100人以内 ・任期 1年 ・報酬 (日) 4,000円	西方町青少年育成推進員 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市青少年相談員 ・定数 若干人 ・任期 1年 ・報酬 (月) 165,600円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
	栃木市社会教育指導員 ・定数 - ・任期 1年以内 ・報酬 栃木 (月) 113,800円 大平 一般 (月) 124,200円 人権対策 (月) 134,550円 藤岡 (月) 134,550円	西方町社会教育指導員 ・定数 - ・任期 1年 ・賃金 (月) 118,000円	現行の栃木市のとおりとする。 (栃木地域、大平地域、藤岡地域、西方町に設置。報酬については、1週間の勤務時間数により決定。)
	栃木市体育指導委員 ・定数 58人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	西方町体育指導委員 ・定数 10人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町からの委員 10人を追加し、定数を 68人以内とする。また、最初の任期については、平成 24年 3月 31日までとする。 【栃木市体育指導委員】 ・定数 68人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円

現 況			具体的な調整結果
区分	栃木市	西方町	
その他の特別職	栃木市スポーツ推進員 ・定数 各自治会1人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日) 8,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。なお、現在は大平地域にのみ設置しているが、今後は全市的に設置する方向で調整していく。
	栃木市地域自治区（大平町、藤岡町、都賀町）区長 ・定数 1人×3地区 ・任期 2年（最初に選任される区長の任期は、選任の日から平成24年3月31日まで） ・報酬 (月) 200,000円	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方町に地域自治区区長を設置する。 <b>【栃木市地域自治区（大平町、藤岡町、都賀町及び西方町）区長】</b> ・定数 1人×4地区 ・任期 2年（最初に選任される区長の任期は、選任の日から平成24年3月31日まで） ・報酬 (月) 200,000円

◎その他の事務事業調整結果（栃木市の例により合併時に統合）

○事務事業番号 3 1 「特別職等の選任に関すること」

【市長が選任し議会の同意を得るもの】

①副市長

(1) 根拠・・・地方自治法第 162 条

(2) 議会上程及び辞令交付に係る事務を職員課が所管。

②教育委員

(1) 根拠・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条

(2) 議会上程及び辞令交付に係る事務を職員課が所管。

※ 教育長の任命に関しては教育委員会事務局が所管。

③公平委員

(1) 根拠・・・地方公務員法第 9 条第 2 項

(2) 議会上程及び辞令交付に係る事務を職員課が所管。

④監査委員

(1) 根拠・・・地方自治法第 196 条第 1 項

(2) 議会上程及び辞令交付に係る事務を職員課が所管。

※ 代表監査委員の任命に関しては監査委員事務局が所管。

⑤固定資産評価審査委員

(1) 根拠・・・地方税法第 402 条第 2 項

(2) 議会上程及び辞令交付に係る事務を職員課が所管。

⑥固定資産評価員

(1) 根拠・・・地方税法第 423 条第 3 項

(2) 議会上程及び辞令交付に係る事務を職員課が所管。

**【その他】**

①選挙管理委員

(1)根拠・・・地方自治法第 182 条（議会による選挙）

※ 選挙管理委員会事務局が所管。

②農業委員

(1)根拠・・・農業委員会等に関する法律第 7 条（選挙による）、

第 12 条（市長の選任による）

※ 市長の選任の委員については、議会上程及び辞令交付に係る事務を職員課が所管。

選挙による委員は、農業委員会事務局が所管。

○事務事業番号 5 7 「特別職等の期末手当及び退職手当に関すること」

**【期末手当】**（人事院勧告に基づく。）

算出方法 給料月額×役職加算×支給率×期間率

・市長、副市長	役職加算	45 / 100	支給率	6月	140 / 100	12月	155 / 100
・教育長	役職加算	15 / 100	支給率	6月	102.5 / 100	12月	117.5 / 100

**【勤勉手当】**（人事院勧告に基づく。）

算出方法 給料月額×役職加算×成績率×期間率

・教育長	役職加算	15 / 100	成績率	87.5 / 100
------	------	----------	-----	------------

**【通勤手当】**

給与条例の適用を受ける職員の例による。

**【退職手当】**

退職日の給料月額×支給率×在職期間月数（48月上限）

・支給率	市長	42 / 100	副市長	25 / 100	教育長	21 / 100
------	----	----------	-----	----------	-----	----------

※ 退職手当は、栃木県市町村総合事務組合の特別職の職員の退職手当に関する条例に基づき支給する。



○事務事業番号55「特別職・非常勤特別職の報酬・費用弁償に関すること」

【報酬の基準】

附属機関の委員、専門委員、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者の報酬は、条例に個別に規定するもののほか、次の範囲内で定める。

- ・年額 695,000円以内
- ・月額 206,000円以内
- ・日額 8,000円以内

【支給方法】

- ・年額 9月及び翌年の3月の2期に分け、前6月分ずつを支給する。
- ・月額 その月分をその月に支給する。
- ・日額 出勤日数に応じてその都度支給する。

【費用弁償】

・市長

(宿泊料) 甲地方 一夜16,500円 乙地方 14,900円 (食事料) 一夜3,300円

※ 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

・副市長

(宿泊料) 甲地方 一夜14,800円 乙地方 13,300円 (食事料) 一夜3,000円

※ 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

・行政委員会の長及びこれらのもに準ずる者

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例別表中の副市長の区分の例に準ずる。

・臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらのもに準ずる者

栃木市職員等の旅費に関する条例の規定を適用する。

・旅費の支給の方法

一般職の職員の例による。

○事務事業番号30「非常勤特別職の勤務条件に関すること」

【任用期間】

- ・嘱託職員 1年以内。（勤務成績が良好であると認められる嘱託員については、就職の日から4年を超えない範囲で雇用期間の延長が可能。）
- ・非常勤職員 1年以内。（勤務成績が良好であると認められる非常勤職員については、雇用期間の更新が可能。）

【勤務日数・時間等】

- ・嘱託職員 1月につき20日以内。（市長が特に認めた場合は、この限りでない。）  
常時勤務を要する場合の1日の勤務時間は、7時間30分以内。
- ・非常勤職員 1週間につき31時間以内。

【休暇】

- ・年次有給休暇 勤務年数・勤務日数に応じて付与。

・特別休暇

（嘱託職員）

有給休暇 公民権の行使、国会・裁判所等への出頭、骨髄の提供、ボランティア参加、結婚、生理、妊娠中の母子健診、妊娠による通勤困難、妻の出産、育児参加、子の看護、忌引、父母の追悼、夏季休暇、自然災害復旧作業、自然災害による通勤困難、自然災害による危険回避

（非常勤職員）

有給休暇 公民権の行使、国会・裁判所等への出頭、忌引、夏季休暇、自然災害による通勤困難、自然災害による危険回避  
無給休暇 骨髄の提供、負傷・疾病の療養、生理、産前・産後、育児時間、子の看護

○事務事業番号53「非常勤職員の公務災害補償に関すること」

当該職員が勤務する事業場の種類により、栃木市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例又は労働者災害補償保険法による補償を行う。

合併協定項目	17 補助金、交付金等の取扱いについて	関係項目	
調整の方針	補助金、交付金等については、その事業目的、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、新市全体の均衡を保つように調整する。		

合併時に再編するもの

No.	現 況		具体的な調整結果
	栃木市	西方町	
1	老人保健福祉施設整備費補助金 【補助金額】 県が対象とし補助した額の10分の1以内で市長が定める額	社会福祉施設整備費補助金及び運営費補助金 【補助金額】 当該施設の新設、改築等に必要経費及び町社協運営費	合併時に栃木市の制度に統一する。
2	社会福祉施設運営費補助金 当該施設初年度運営費の2分の1 300万円限度	社会福祉施設整備費補助金及び運営費補助金 当該施設の新築、改築等に必要経費及び町社協運営費	合併時に栃木市の制度に統一する。

合併時まで調整するもの

		現 況				具体的な調整結果
No.	栃木市	西方町				
1	幼稚園就園奨励費補助金 ・国庫非該当世帯特別補助金 1世帯あたり 6,000円	幼稚園就園奨励費補助金 ・国庫非該当世帯特別補助金 なし				栃木市の例により、合併時に統一する。 国庫非該当世帯特別補助金については、10月1日現在栃木市に住所を有する世帯に6,000円補助する。
2	幼稚園第三子以降支援事業費補助金 保育料の全額免除	なし				栃木市の例により、合併時に統一する。 10月以降の保育料を全額免除とする。
No.	栃木市				西方町	具体的な調整結果
	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域		
3	円	円	円	円	中小企業年末融資 利子補給補助金 元金の1%	利子補給補助金を廃止し、新市の保証料補助金に統合する。 保証料全額
4	企業立地奨励補助金 38,350,000円	事業所設置奨励金 24,960,000円	円	工場等立地奨励補助金 4,003,000円	立地奨励金、用地取得奨励金 円	平成23年9月議会の上程に向け事務調整を進めている。

合併協定項目	24 諮問機関の取扱い	関係項目	
調整の方針	<p>1 諮問機関の取扱いについては、原則として栃木市の諮問機関に統合する。ただし、地域固有の審議事項等に係る諮問機関については、それぞれの設置目的や実態などを考慮し調整するものとする。</p> <p>2 諮問機関の委員構成については、新市において広く市民の意見を市政に反映できるよう、西方町の地域性に配慮した適切な措置を講じる。</p> <p>3 所期の目的を達成した諮問機関については、合併時に廃止する。</p>		
No.	現 況		具体的な調整結果
	栃木市	西方町	
1	—	西方町協働のまちづくり推進会議(H22.5.1 設立) ・定数 20 人以内 ・任期 2 年 ・報酬 (日) 2,000 円	合併後設置予定の地域協議会が同様の役割を担うため、合併の前日をもって廃止するものとする。
2	地域協議会(大平、藤岡、都賀)	—	現行の栃木市のとおりとす。ただし、西方町に地域協議会を設置する。 <b>【栃木市地域自治区(大平町、藤岡町、都賀町及び西方町)地域協議会】</b> ・定数 15 人×4 地区
3	栃木市表彰審査委員会(旧 1 市 3 町の合併時に、合併後再編することになっており現在再編中)	西方町表彰審査会	栃木市表彰審査委員会を設置する。 ・定数 5 人 ・任期 在職期間
4	栃木市名誉市民選考委員会(旧 1 市 3 町の合併時に、合併後再編することになっており現在再編中)	西方町名誉町民選考委員会	合併後、平成 23 年度中に再編する。
5	栃木市人権施策推進審議会 ・20 人以内 ・識見を有する者 ・関係団体の代表者 ・市議会議員 ・副市長及び教育長	—	合併時に栃木市の制度に統合する。委員の数は、20 人以内とする。
6	栃木市情報公開・個人情報保護審査会 ・5 人以内 ・弁護士 1 名 ・大学教授 2 名 ・学識経験者 2 名 ・任期 2 年	西方町情報公開及び個人情報保護審査会 ・定数 5 人以内 ・弁護士 1 名 ・識見者 4 名 ・任期 2 年	現行の栃木市のとおりとす。

No.	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	西 方 町	
7	行政改革懇談会【未設置】	行政改革推進委員会 ・定数 15人 ・識見者 15人 ・任期 —	総合計画及び行政改革大綱等については、一体的に策定することから、その策定については、今後栃木市において設置する総合計画策定審議会が行うこととする。なお、策定後における行政改革懇談会の役割については、合併後調整する。
8	栃木市住居表示審議会【必要に応じて設置】 ・定数 20人以内 ・公共的団体の代表者 ・関係行政機関等の代表者 ・学識経験者・審議会が当該諮問を受けた地域を代表する者 ・その他市長が適当と認める者 ・任期 委嘱の日から当該諮問に係る事項の調査審議が終了する日まで	—	現行の栃木市のとおりとする。
9	栃木市指定管理者選定委員会 ・定数 10人以内 ・弁護士 1人 ・大学教授 2人 ・公認会計士 1人 ・市職員 3人 ・任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。
10	栃木市議員報酬及び特別職給料審議会 ・10人以内 ・市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民 ・任期 諮問にかかる審議終了まで	西方町特別職報酬等審議会 ・10人 ・町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民 ・任期 諮問にかかる審議終了まで	現行の栃木市のとおりとする。
11	栃木市公務災害補償等認定委員会 ・5人 ・学識経験を有する者 ・任期 3年	西方町公務災害補償等認定委員会 ・5人 ・学識経験を有する者 ・任期 3年	現行の栃木市のとおりとする。
12	栃木市公務災害補償等審査会 ・3人 ・学識経験を有する者 ・任期 3年	西方町公務災害補償等審査会 ・3人 ・学識経験を有する者 ・任期 3年	現行の栃木市のとおりとする。

No.	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	西 方 町	
13	栃木市職員懲戒審査委員会 ・ 5人 ・ 議会の同意を得た市職員2人及び学識経験者3人 ・ 任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。
14	栃木市職員安全衛生管理委員会 ・ 17人 ・ 安全衛生管理責任者 1人 ・ 衛生管理者 1人 ・ 総務部長、理財部長、教育次長 3人 ・ 産業医 1人 ・ 安全又は衛生に関し経験を有する職員11人 (各総合支所課長職3人、職員団体の推薦者8人) ・ 任期 職員団体推薦者は2年	西方町安全衛生管理委員会 ・ 7人 ・ 安全衛生管理責任者 1人 ・ 衛生管理者 1人 ・ 産業医 1人 ・ 安全又は衛生に関し経験を有する職員4人 (内職員団体の推薦者3人) ・ 任期 衛生管理者・安全又は衛生に関し経験を有する職員は1年	現行の栃木市のとおりとする。ただし、安全又は衛生に関し経験を有する職員に、西方総合支所の課長職1人及び職員団体の推薦者1人を追加し、定数を19人とする。また、消防本部には、別に安全衛生管理委員会を設置する。 <b>【栃木市職員安全衛生管理委員会】</b> ・ 19人 ・ 安全衛生管理責任者 1人 ・ 衛生管理者 1人 ・ 総務部長、理財部長、教育次長 3人 ・ 産業医 1人 ・ 安全又は衛生に関し経験を有する職員 13人 (各総合支所課長職4人、職員団体の推薦者9人) ・ 任期 職員団体推薦者は2年  <b>【栃木市消防職員安全衛生管理委員会】</b> ・ 12人 ・ 安全衛生管理責任者 1人 ・ 安全管理者 3人 ・ 衛生管理者 1人 ・ 産業医 1人 ・ 安全又は衛生に関し経験を有する職員 6人 (安全衛生管理責任者が指名) ・ 任期 安全又は衛生に関し経験を有する職員は2年
	栃木地区広域行政事務組合 (消防本部)		
14	○安全関係者会議 ・ 15人 ・ 総括安全責任者 1人 ・ 総務課長 (消防本部)、消防第1課長、第2課長 (栃木消防署) 3人 ・ 安全担当者のうち所属長が指名したもの 11人 ・ 任期 所属長が指名した者の任期は2年 ○衛生委員会 ・ 15人 ・ 総務課長 (消防本部)、消防第1課長、第2課長 (栃木消防署) 3人 ・ 衛生管理者 1人 ・ 衛生に関し経験を有する職員で、所属長が指名したもの 11人 ・ 任期 所属長が指名した者の任期は2年		
15	栃木市交通安全対策会議 ・ 定数 15人以内 ・ 任期 — ・ 報酬 —	西方町交通安全対策会議 ・ 定数 40人以内 ・ 任期 在職期間 ・ 報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。

No.	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	西 方 町	
16	栃木市防災会議 ・定数 45人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日)8,000円 ※ 水防協議会の機能を兼ねる。	西方町防災会議 ・定数 25人 ・任期 2年 ・報酬 (日)2,000円	現行の栃木市のとおりとする。 ※ 西方地域からの選出委員2人(総合支所から1人、消防団副団長)を追加するが、定数に変更なし。
17	—	西方町水防協議会 ・定数 16人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日)2,000円	合併時に廃止する。
18	栃木市国民保護協議会 ・定数 45人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日)8,000円 ※ 委員構成は栃木市防災会議と同じ。	西方町国民保護協議会 ・定数 30人以内 ・任期 — ・報酬 (日)2,000円	現行の栃木市のとおりとする。 ※ 西方地域からの選出委員2人(総合支所から1人、消防団副団長)を追加するが、定数に変更なし。 ※ 委員構成は栃木市防災会議と同じ。
19	栃木市地域公共交通会議 ・定数 25人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日)8,000円	—	現行の栃木市のとおりとする。 ※ 西方地域からの選出委員1人(住民代表)を追加するが、定数に変更なし。
20	栃木市賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 8人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日)8,000円	西方町消防賞じゅつ金等審査委員会 ・定数 — ・任期 在職期間 ・報酬 —	現行の栃木市のとおりとする。 ただし西方地域からの選出委員1人(消防団副団長)を追加し定数を9人以内とする。 <b>【栃木市賞じゅつ金等審査委員会】</b> ・定数 9人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日)8,000円
21	—	西方町消防委員会 ・定数 9人 ・任期 3年 ・報酬 (日)2,000円	合併時に廃止する。
22	栃木市地域公共交通活性化協議会 ・定数 25人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日)8,000円	—	現行の栃木市のとおりとする。 ※ 西方地域からの選出委員1人(住民代表)を追加するが、定数に変更なし。
23	栃木市入札適正化委員会 ・定数 4人 ・学識経験者 4人 ・任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。



No.	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	西 方 町	
24	栃木市市民協働まちづくりファンド助成事業審査委員会 ・ 8人以内 ・ 社会貢献活動の指導に携わる者 5人 学識経験者 1人 寄付者 1人 公募による者 1人 ・ 任期 2年 ・ 報酬なし	—	現行の栃木市のとおりとする。
25	とちぎ市民活動推進センター運営委員会 ・ 15人以内 市民 2人 ボランティア・NPO団体 6人 利用者 2人 学識経験者 1人 市職員 1人 ・ 任期 2年 ・ 報酬なし	—	※現行の栃木市のとおりとする。ただし、ボランティア、NPO団体選出委員を西方町のボランティア、NPO団体から1人追加し、7人とする。 <b>【とちぎ市民活動推進センター運営委員会】</b> 定数 15人以内 ・ 市民 2人 ・ ボランティア・NPO団体 7人 ・ 利用者 2人 ・ 学識経験者 1人 ・ 市職員 1人 任期 2年 報酬なし
26	栃木市国民健康保険運営協議会 ・ 被保険者を代表する委員 6人 ・ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人 ・ 公益を代表する委員 6人 ・ 任期 2年	西方町国民健康保険運営協議会 ・ 被保険者を代表する委員 4人 ・ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人 ・ 公益を代表する委員 4人 ・ 任期 2年	現行の栃木市のとおりとする。
27	栃木市環境審議会 ・ 15人以内 ・ 学識経験者 3人 ・ 関係機関及び団体の代表者 12人 ・ 任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。

No.	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	西 方 町	
28	栃木市勤労青少年ホーム運営委員会 ・ 20人以内 ・ 事業者 2人 ・ 勤労者 4人 ・ 学識経験者 4人 ・ 国県の関係機関の職員 2人 ・ 公募委員 4人 ・ 市職員 1人 ・ 任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。
29	栃木市青少年問題協議会 ・ 31人以内 ・ 栃木市長 ・ 栃木市教育委員会教育長 ・ 関係機関の職員 21人 ・ 小・中・高校長会代表 3人 ・ 市職員 5人 ・ 任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。
30	栃木市勤労者体育センター運営委員会 ・ 20人以内 ・ 事業者 2人 ・ 勤労者 4人 ・ 学識経験者 4人 ・ 国県の関係機関の職員 2人 ・ 公募委員 4人 ・ 市職員 1人 ・ 任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。
31	栃木市青少年育成センター運営協議会 ・ 15人以内 ・ 関係行政機関の職員 5人 ・ 学識経験者 5人 ・ 任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。

No.	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	西 方 町	
32	栃木市働く婦人の家運営委員会 ・ 8人以内 ・ 働く婦人代表 2人 ・ 経営者代表 1人 ・ 学識経験者 1人 ・ 関係行政機関職員 2人 ・ 任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。
33	老人ホーム入所判定委員会 ・ 定数 5人 高齢福祉課長、栃木県南保健所長、医師、老人福祉施設長 ・ 任期 2年 ・ 報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 8,000円	西方町老人ホーム入所判定委員会 ・ 定数 5人 医師、老人福祉施設長、地域包括支援センター職員、町保健師、町保健福祉課長 ・ 任期 — ・ 報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。
34	栃木市介護保険運営協議会 ・ 定数 10人 医師、学識経験者、被保険者、サービス事業者、同従事者、民生委員 ・ 任期 3年 ・ 報酬 医師 (日) 20,000円 委員 (日) 8,000円	西方町地域密着型サービス運営委員会 ・ 定数 12人以内 医師、町介護者の会代表者、町社会福祉協議会代表者、老人福祉施設代表者、民生委員、被保険者 ・ 任期 3年 ・ 報酬 (日) 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。
35	栃木市介護認定審査会 ・ 定数 56人 医師、保健師、看護師、栄養士、作業療法士、理学療法士、社会福祉士、介護支援専門員、介護施設長 ・ 任期 2年 ・ 報酬 医師 (日) 20,800円 委員 (日) 12,500円	西方町介護認定審査会 ・ 定数 6人 医師、介護福祉士、介護支援専門員、理学療法士 ・ 任期 2年 ・ 報酬 医師 (日) 16,000円 委員 (日) 9,600円	現行の栃木市のとおりとする。ただし委員については、西方町の委員を引き継ぎ、定数については70人以内とする。
36	(栃木市介護保険運営協議会に統合)	西方町地域包括支援センター運営協議会(西方町地域密着型サービス運営委員会兼務)	現行の栃木市のとおりとする。

No.	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	西 方 町	
37	栃木市民生委員推薦会 ・定数 14人以内 市議会議員、民生委員、社会福祉事業関係者等 ・任期 3年 ・報酬額 日額 8,000円	西方町民生委員推薦会 ・定数 7人 市議会議員、民生委員、社会福祉事業関係者等 ・任期 3年 ・報酬額 日額 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。
38	栃木市障がい程度区分審査会 ・10人 医師、障がい福祉サービス事業者、障がい児者介護者 ・任期 2年 ・報酬額 日額 医師 20,800円 その他 12,500円	西方町障害程度区分市町村審査会 ・4人 障害者相談支援センター相談員、同就労担当者等 ・任期 2年 ・報酬額 日額 医師 16,000円 その他 9,600円	現行の栃木市のとおりとする。
39	栃木市要保護児童対策地域協議会 ・代表者会議 18人、実務者会議 24人 児童福祉機関、保健医療機関、教育機関、警察等 ・任期 2年 ・報酬額 0円	西方町要保護児童対策地域協議会 ・代表者会議 13人以内、実務者会議 12人以内 県中央児童相談所、町社会福祉協議会、町民生委員児童委員協議会等 ・任期 なし ・報酬額 日額 2,000円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、構成員に西方町の児童福祉担当課を追加する。
40	栃木市社会福祉施策推進委員会 ・20人程度 市議会議員、識見者、社会福祉関係団体関係者等 ・任期 2年 ・報酬額 日額 8,000円	—	現行の栃木市のとおりとする。

No.	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	西 方 町	
41	栃木市特別支援保育審査会 ・ 10人以内 ・ 福祉事務所長 ・ 栃木県県南児童相談所所長又は同所長が派遣する職員 ・ 合併前の栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町の区域における保育所長を代表する者 6人以内 ・ 家庭相談員 ・ 臨床心理士又は心理士の資格を有する者	—	現行の栃木市のとおりとする。ただし西方町の保育所長を代表する者を加え6人以内とする。 <b>【栃木市特別支援保育審査会】</b> ・ 定数 10人以内 ・ 福祉事務所長 ・ 栃木県県南児童相談所所長又は同所長が派遣する職員 ・ 各区域における保育所長を代表する者 6人以内 ・ 家庭相談員 ・ 臨床心理士又は心理士の資格を有する者 任期 2年 報酬 —
42	栃木市学童保育運営委員会 ・ 定数 10人以内 ・ 関係行政機関の職員 2人以内 ・ 学校の職員 4人以内 ・ 利用保護者の代表 4人以内	—	現行の栃木市のとおりとする。ただし各地域の学校の職員及び利用保護者の代表が参加できるよう1人ずつ加え各5人以内とする。 <b>【栃木市学童保育運営委員会】</b> ・ 定数 12人以内 ・ 関係行政機関の職員 2人以内 ・ 学校の職員 5人以内 ・ 利用保護者の代表 5人以内 任期 2年 報酬 —
43	栃木市児童館運営委員会 ・ 定数 6人以内 ・ 小学校長 1人 ・ 中学校長 1人 ・ 高等学校長 1人 ・ 栃木市子供会育成会連絡協議会 1名 ・ 栃木市民生委員児童委員協議会 1名 ・ 栃木市PTA連合会 1人 ・	—	現行の栃木市のとおりとする。

No.	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	西 方 町	
44	栃木市予防接種委員会 ・ 15人以内 学識経験者 栃木市医師会が推薦する者 関係行政機関の職員 市職員等 ・ 任期 2年	西方町予防接種健康被害調査委員会 ・ 7人以内 郡市医師会推薦者 関係機関行政職員 町職員 ・ 任期 2年	現行の栃木市のとおりとする。 委員の数は、15人以内とする。 ただし、合併時、西方地域の委員を選出し委嘱するものとする。
45	栃木市健康づくり推進協議会 ・ 18人以内 学識経験者 保健医療関係団体の代表者 教育関係団体の代表者 市民団体の代表者 地域の代表者 関係行政機関の代表者 ・ 任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。
46	—	西方町保健事業事故対策委員会 ・ 7人 郡市医師会推薦者 関係機関行政職員 町職員 ・ 任期 —	合併時に廃止する
47	栃木市中小企業融資振興会 ・ 7人 ・ 商工会議所 1人、商工会 3人 ・ 信用保証協会 1人 ・ 市職員 2人 ・ 任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。ただし、西方商工会からの委員を1人追加し、8人とする。 <b>【栃木市中小企業融資振興会】</b> ・ 8人以内 ・ 商工会議所 1人、商工会 4人 ・ 信用保証協会 1人 ・ 市職員 2人 ・ 任期 2年
48	栃木市就業安定対策協議会 ・ 20人以内 ・ 企業の代表 3人 ・ 関係団体の代表 4人 ・ 公共職業安定所等及び商工会議所 3人 ・ 市職員 5人 ・ 任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。ただし、栃木市3商工会から3人及び西方町商工会から1人の委員を追加する。 <b>【栃木市就業安定対策協議会】</b> ・ 20人以内 ・ 企業の代表 3人 ・ 関係団体の代表 4人 ・ 公共職業安定所等、商工会議所及び商工会 7人 ・ 市職員 5人 ・ 任期 2年

No.	現 況		具体的な調整結果				
	栃 木 市	西 方 町					
49	大平町商工振興審議会 ・ 15人以内 ・ 議員 2人 ・ 商工会役員 2人 ・ 学識経験者 5人 ・ 町長が認める者 6人 ・ 任期 2年	西方町商工振興審議会 ・ 15人以内 ・ 議員 3人 ・ 商工会役員 4人 ・ 学識経験者 若干名 ・ 任期 2年	合併後に再編する。				
50	<table border="1"> <tr> <th>大平地域</th> <th>都賀地域</th> </tr> <tr> <td>大平町企業誘致審査会 ・ 5人以内 ・ 大学教授 2人 ・ 町内各界各層の代表者 3人 ・ 任期 2年</td> <td>都賀町工場等立地奨励補助金審査会 ・ 10名以内 ・ 任期 —</td> </tr> </table>	大平地域	都賀地域	大平町企業誘致審査会 ・ 5人以内 ・ 大学教授 2人 ・ 町内各界各層の代表者 3人 ・ 任期 2年	都賀町工場等立地奨励補助金審査会 ・ 10名以内 ・ 任期 —	—	合併時に統合する企業立地奨励補助制度に併せて審査会を設置する。 【栃木市企業立地促進審査会】 ・ 6人以内 ・ 任期 2年
大平地域	都賀地域						
大平町企業誘致審査会 ・ 5人以内 ・ 大学教授 2人 ・ 町内各界各層の代表者 3人 ・ 任期 2年	都賀町工場等立地奨励補助金審査会 ・ 10名以内 ・ 任期 —						
51	大平町産業振興奨励事業審査委員会 ・ 5人以内 ・ 大学教授 2人 ・ 町内各界各層の代表者 3人 ・ 任期 2年	—	委員会の審査対象となる産業振興活動支援事業補助金の調整結果が合併後に再編であるため、委員会の設置についても合併後に再編とする。				
52	ブランド認定委員会 ・ 15人以内 ・ 任期 2年 (旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町で設置しているが、栃木市において統合中である。)	—	合併後に新市ブランドの統合に併せて再編する。				
53	とちぎ山車会館運営委員会 ・ 15人以内 ・ 地域住民代表 7人 ・ 学識経験者 6人 ・ 市職員 2人 ・ 任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。				

No.	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	西 方 町	
54	栃木市農業経営改善計画審査会 ・定数 14人以内 ・下都賀農業振興事務所 2人 ・栃木市農業委員会 3人 ・下野農業協同組合 4人 ・栃木市 5人 ・任期 3年	西方町農業経営改善計画審査会 ・定数 規定なし ・上都賀農業振興事務所 4人 ・上都賀農業協同組合西方支店 2人 ・西方町 3人 ・任期 規定なし	現行の栃木市のとおりする。 ただし、西方町の上都賀農業協同組合の2人追加し、16人とする。 <b>【栃木市農業経営改善計画審査会】</b> 定数 16人以内 ・県農業振興事務所 2人 ・農業委員会 3人 ・下野農業協同組合 4人 ・上都賀農業協同組合 2人 ・栃木市 5人 任期 3年
55	栃木市特別融資制度推進会議 ・定数 規定なし ・下都賀農業協同組合 ・農林中央金庫宇都宮支店 ・(株)日本政策金融公庫宇都宮支店 ・栃木県農業信用基金協会 ・栃木県酪農業協同組合 ・(財)農林水産長期金融公庫関東支部 ・藤岡農業公社 ・都賀農業公社 ・下野農業振興事務所 ・栃木市農業委員会 ・栃木市 ・任期 規定なし	西方町特別融資制度推進会議 ・定数 規定なし ・上都賀農業協同組合 ・農林中央金庫宇都宮支店 ・(株)日本政策金融公庫宇都宮支店 ・栃木県農業信用基金協会 ・栃木県酪農業協同組合 ・(株)足利銀行榎木支店 ・鹿沼相互信用金庫金崎支店 ・全国農業会議所 ・上都賀農業振興事務所 ・西方町農業委員会 ・西方町 ・任期 規定なし	現行の栃木市のとおりする。 ただし、西方町の上都賀農業協同組合の1団体追加し、12団体とする。 <b>【栃木市特別融資制度推進会議】</b> 定数 規定なし ・下野農業協同組合 ・上都賀農業協同組合 ・農林中央金庫宇都宮支店 ・(株)日本政策金融公庫宇都宮支店 ・栃木県農業信用基金協会 ・栃木県酪農業協同組合 ・(財)農林水産長期金融公庫関東支部 ・藤岡農業公社 ・都賀農業公社 ・県農業振興事務所 ・栃木市農業委員会 ・栃木市 任期 規定なし



No.	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	西 方 町	
56	栃木市農業振興地域促進協議会 ・定数 17人以内 ・栃木市農業委員会 4人 ・下野農業協同組合 4人 ・県南農業共済組合 1人 ・土地改良区 4人 ・学識経験者（市議会議員） 1人 ・栃木市 3人 ・任期 2年 ・報酬 8,000円	西方町構造政策推進会議 ・定数 19人以内 ・西方町農業委員会 1人 ・上都賀農業協同組合 1人 ・上都賀農業共済組合 1人 ・土地改良区 2人 ・学識経験者（町議会議員） 2人 ・学識経験者（農業者団体） 6人 ・上都賀農業振興事務所 1人 ・西方町 5人 ・任期 規定なし ・報酬 2,000円	現行の栃木市のとおりする。 ただし、西方町の農業委員会、上都賀農業協同組合、上都賀農業共済組合及び土地改良区の各1人、計4人追加し、21人とする。 <b>【栃木市農業振興地域促進協議会】</b> 定数 21人以内 ・栃木市農業委員会 5人 ・下野農業協同組合 4人 ・上都賀農業協同組合 1人 ・県南農業共済組合 1人 ・上都賀農業共済組合 1人 ・土地改良区 5人 ・学識経験者（市議会議員） 1人 ・栃木市 3人 任期 2年 報酬 8,000円
57	栃木市緑の基本計画推進会議 ・定数 30人以内 ・任期 3年 ・報酬（日）8,000円	—	現行の栃木市のとおりとする。
58	栃木市都市計画審議会 ・定数 16人以内 学識経験のある者 6人以内 市議会の議員 4人以内 関係行政機関の職員 2人以内 市民 4人以内 ・任期 2年 ・報酬（日）8,000円	西方町都市計画審議会 ・定数 11人 学識経験のある者 4人 町議会の議員 4人 関係行政機関の職員 1人 住民の代表 2人 ・任期 2年 ・報酬（日）2,000円	現行の栃木市のとおりとする。ただし、委員の構成については、各地域の均衡を図るため、西方地域からの選出委員（市議会の議員1人、市民1人）を2人追加し、定数を18人以内とする。 <b>【栃木市都市計画審議会】</b> ・定数 18人以内 学識経験のある者 6人以内 市議会の議員 5人以内 関係行政機関の職員 2人以内 市民 5人以内 ・任期 2年 ・報酬（日）8,000円

No.	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	西 方 町	
59	小山栃木都市計画事業 JR 大平下駅前土地区画整理審議会 ・定数 10 人 学識経験を有する者 2 人以内（委員定数の 1/5 以内） ・任期 5 年	—	現行の栃木市のとおりとする。
60	栃木市町並み委員会 ・定数 10 人以内 学識経験を有する者 地域代表者 建築専門家 県の職員 市の職員 ・任期 2 年	—	現行の栃木市のとおりとする。
61	栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会 ・定数 15 人以内 学識経験を有する者 関係行政機関の職員 関係地域を代表する者 ・任期 2 年	—	現行の栃木市のとおりとする。
62	栃木市建築審査会	—	現在の栃木市のとおりとする。
63	栃木市上下水道事業調査委員会 ・15 人以内 ・学識経験者及び有識者 ・市長が必要と認める者 ・任期 2 年	—	現行の栃木市のとおりとする。
64	(栃木市上下水道事業調査委員会に含む)	西方町水道運営審議会 ・定数 12 人 ・町議会議員 3 人 ・受給者代表 9 人 ・任期 2 年	現行の栃木市のとおりとする。

No.	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	西 方 町	
65	(栃木市上下水道事業調査委員会に含む)	西方町下水道使用料等審議会 ・定数 12人 ・町議会議員 4人 ・知識経験者 4人 ・下水道使用者代表 4人 ・任期 当該諮問に係る調査及び審議終了後解任	現行の栃木市のとおりとする。
66	(栃木市上下水道事業調査委員会に含む)	西方町農業集落排水使用料等審議会 ・定数 12人 ・町議会議員 4人 ・知識経験者 4人 ・集排処理区域住民の代表 4人 ・任期 当該諮問に係る調査及び審議終了後解任	現行の栃木市のとおりとする。
67	栃木市立小中学校学区審議会 ○ 10人以内 ・市議会議員 ・学識経験を有する者 ・自治会の代表 ・PTAの代表 ・栃木市立小学校及び中学校の校長 ○ 任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。
68	栃木市奨学生選考委員会 ○ 5人以内 ・教育委員長 ・教育長 ・教育次長 ・中学校長会代表者 ・高等学校長栃木支部代表者 ○ 任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。
69	栃木市立小中学校教科用図書選定委員会 ○ 7人 ・教育長 ・教育委員(教育長を除く) 1人 ・小中学校長の代表者 2人 ・PTAの代表者 2人 ・学識経験を有する者 1人 ○ 任期 1年	(上都賀地区教科用図書採択協議会) <b>【鹿沼市・日光市・西方町】</b> ○ 9人 ・教育長 3人 ・教育委員(教育長を除く) 3人 ・PTAの代表者 3人 ○ 任期 1年	現行の栃木市のとおりとする。

No.	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	西 方 町	
70	栃木市就学指導委員会 ○ 20人以内 ・学識経験を有する者 ・医師 ・福祉関係機関の職員 ・教育関係機関の職員  ○ 任期 2年	西方町就学指導委員会 ○ 15人以内 ・医師 ・小中学校長及び担当教諭 ・学識経験を有する者（児童相談所・民生児童委員・特別支援学校） ・児童福祉・保健関係機関の職員（保健福祉課・こども園） ・教育関係機関の職員（学校教育課） ○ 任期 2年	現行の栃木市のとおりとする。
71	栃木市立学校給食共同調理場等運営協議会 ○ 25人以内 ・給食対象学校の長 ・給食対象学校のPTA会長 ・学識経験を有する者 ○ 任期 2年	—	現在の栃木市のとおりとする。ただし西方町からの選出委員を2人追加し、定数を27人以内とする。 <b>【栃木市立学校給食共同調理場等運営協議会】</b> ・定数 27人以内 ・任期 2年 ・報酬 (日)8,000円
72	栃木市藤岡地区(都賀地区)中学生国際交流事業実施委員会 ○ 10人以内 (○ 10人以内) ・藤岡町地域自治区長 (・都賀町地域自治区長) ・教育委員 (・教育委員) ・市議会議員 (・市議会議員) ・藤岡地区小学校校長の代表 (・都賀中学校長) ・藤岡第一中学校長 (・都賀中学校PTA会長) ・藤岡第二中学校長 (・学識経験を有する者) ・藤岡第一中学校PTA会長 ・藤岡第二中学校PTA会長 ○ 任期 1年 (○ 任期 1年)	西方町中学生国際交流事業実施委員会  ○ 8人 ・町長 ・副町長 ・町教育長 ・町議会議長 ・町議会教育民生常任委員会委員長 ・町教育委員長 ・西方中学校長 ・西方中学校PTA会長 ○ 任期 2年	平成22年度で廃止する。

No.	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	西 方 町	
73	都賀中学校校舎建設調査委員会 ○ 10人以内 ・都賀町地域自治区長 ・教育委員 ・市議会議員 ・栃木市立都賀中学校長 ・栃木市立都賀中学校PTA会長 ・学識経験を有する者 ○任期 校舎建設が完了したとき	西方中学校校舎建設検討委員会 ○ 21人 ・町議会議員3人 ・町教育委員2人 ・町教育長 ・町小中学校長3人 ・町小中学校PTA会長3人・町小中学校評議員3人 ・有識者2人 ・町職員4人(総務・企画・建設水道・学校教育課長) ○任期 校舎建設が完了したとき	都賀中学校校舎建設調査委員会については所期の目的を達成したため廃止する。西方中学校校舎建設検討委員会については新たに栃木市の制度として定める。 ・定数 15人以内 ・任期 校舎建設が完了したとき ・報酬 (日) 8,000円
74	栃木市大平学校給食センター施設整備検討協議会 ○ 12人以内 ・市議会議員 2人 ・栃木市立小中学校長 2人 ・栃木市立小中学校PTA会長 2人 ・県南健康福祉センター職員 1人 ・学校給食に関し識見を有する者 2人以内 ・公募による委員 3人以内 ○任期 施設開設の日まで	設置なし	現行の栃木市のとおりとする。
75	栃木市スポーツ振興審議会 ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬(日) 8,000円	—	現在の栃木市のとおりとする。ただし、西方町から委員を2人選出する。 <b>【栃木市スポーツ振興審議会】</b> ・定数 15人以内 ・任期 2年 ・報酬(日) 8,000円
76	栃木市社会教育委員会議 ・定数 15人以内 ・任期 2年	西方町社会教育委員会議 ・定数 20人以内 ・任期 2年	現行の栃木市のとおりとする。
77	栃木市公民館運営審議会 ・定数 20人以内 ・任期 2年	西方町公民館運営審議会(※西方町社会教育委員兼務) ・定数 20人以内 ・任期 2年	現行の栃木市のとおりとする。

No.	現 況		具体的な調整結果
	栃 木 市	西 方 町	
78	栃木市集会所運営委員会 ・定数 60人以内 ・任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。
79	—	西方町生涯学習推進本部 ・本部委員 27人 企画推進員 24人 地域学習推進員 39人 ・任期 2年	合併後に再編する。
80	栃木市文化財保護審議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年	西方町文化財保護審議会 ・定数 10人 ・任期 2年	現行の栃木市のとおりとする。
81	栃木市文化会館運営委員会 ・定数 10人以内 ・任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。
82	栃木市図書館協議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。
83	とちぎ蔵の街美術館運営協議会 ・定数 10人以内 ・任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。
84	栃木市美術資料選考評価委員会 ・定数 5人以内 ・任期 2年	—	現行の栃木市のとおりとする。

# 合併協定項目の調整結果 (Aランク)

「栃木地区広域行政事務組合関係」

栃木市・西方町合併協議会

## 合併協定項目に関する事務事業の調整結果

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果
<p>1 4 一部事務組合等の取扱いについて (栃木地区広域行政事務組合)</p>	<p>栃木地区広域行政事務組合については、岩舟町等と協議の上、合併時まで調整する。</p>	<p>西方町は、合併の前日をもって栃木地区広域行政事務組合から脱退する。</p> <p>栃木地区広域行政事務組合において行っている、栃木市と西方町の1市1町の共同処理に係る事務、財産及び債務は、合併の日をもって栃木市に引き継ぐものとする。</p> <p>当該組合の消防職員については、合併の日をもって栃木市の消防職員として、【協定項目10 一般職の職員の身分の取扱い】の例により、その身分を引き継ぐものとする。</p> <p><b>【担当事務】</b></p> <p>①消防に関する事務（消防団に関する事務を除く） ②液化石油ガス設備工事届の受理に関する事務 ③し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務</p>
所管項目	具体的な調整結果	
<p>④消防職員の身分の取扱いに関すること</p>	<p><b>【職員定数】</b></p> <p>消防本部（条例定数） 150人 ※ 平成27年3月31までの間 170人</p> <p><b>【職名】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防本部 消防長、消防本部次長、課長、課長補佐、副主幹、係長、主査、主任、主事</li> <li>・消防署 消防署長、消防副署長、課長、分署長、課長補佐、副分署長、副主幹 係長、救助隊長、主査、救助副隊長、主任、主事</li> </ul>	



所管項目	具体的な調整結果
	<p><b>【消防職階級】</b>  消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長、消防士</p> <p><b>【勤務時間等】</b>  (勤務時間)  ・毎日勤務 午前8時30分から午後5時15分まで  ・交替制勤務 午前8時30分～翌日の午前8時30分まで</p> <p>(休憩時間)  ・毎日勤務 午後0時から午後1時まで  ・交替制勤務 午後0時から午後1時まで  午後5時15分から午後6時45分まで  (仮眠時間) 午後10時から翌日の午前6時までの内、夜間勤務2時間を除く。</p> <p>(休息時間 (交替制勤務のみ))  ・午後3時から午後3時15分まで  ・午後9時45分から午後10時まで</p> <p>(労働時間)  ・毎日勤務 1日7時間45分、週38時間45分  ・交替制勤務 1週間当たり、38時間45分</p> <p>(週休日)  ・毎日勤務 土曜日、日曜日  ・交替制勤務 7当務に付2当務(2日連続で2回)、3当1休、2当1休の繰り返し</p> <p><b>【給料表】</b>  公安職8級制</p>

所管項目	具体的な調整結果																				
	<p><b>【支給日】</b>  一般職の職員に同じ。</p> <p><b>【初任給】</b>  大卒 1級17号給  短大卒 1級 9号給  高校卒 1級 1号給</p> <p><b>【級別職務】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>1級 消防士</td> <td>5級 消防司令</td> </tr> <tr> <td>2級 1 消防副士長</td> <td>6級 管理者が特に定める重要な業務を</td> </tr> <tr> <td>2 管理者が特に定める困難な業務を</td> <td>所掌する消防司令の職にある者</td> </tr> <tr> <td>処理する消防士の職にある者</td> <td>7級 消防司令長</td> </tr> <tr> <td>3級 消防士長</td> <td>8級 消防監</td> </tr> <tr> <td>4級 消防司令補</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>【管理職手当】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>消防長</td> <td>70,900円</td> </tr> <tr> <td>消防本部次長、消防署長</td> <td>59,700円</td> </tr> <tr> <td>課長、消防副署長</td> <td>51,200円</td> </tr> <tr> <td>課長補佐(交替制勤務者を除く。)、分署長</td> <td>40,600円</td> </tr> </table> <p>※ 規則に規定する特例措置により上記に85/100を乗じた額。</p>	1級 消防士	5級 消防司令	2級 1 消防副士長	6級 管理者が特に定める重要な業務を	2 管理者が特に定める困難な業務を	所掌する消防司令の職にある者	処理する消防士の職にある者	7級 消防司令長	3級 消防士長	8級 消防監	4級 消防司令補		消防長	70,900円	消防本部次長、消防署長	59,700円	課長、消防副署長	51,200円	課長補佐(交替制勤務者を除く。)、分署長	40,600円
1級 消防士	5級 消防司令																				
2級 1 消防副士長	6級 管理者が特に定める重要な業務を																				
2 管理者が特に定める困難な業務を	所掌する消防司令の職にある者																				
処理する消防士の職にある者	7級 消防司令長																				
3級 消防士長	8級 消防監																				
4級 消防司令補																					
消防長	70,900円																				
消防本部次長、消防署長	59,700円																				
課長、消防副署長	51,200円																				
課長補佐(交替制勤務者を除く。)、分署長	40,600円																				

所管項目	具体的な調整結果																				
	<p><b>【管理職員特別勤務手当】</b></p> <p>①支給対象 課長補佐(交替制勤務者を除く。),分署長から消防長</p> <p>②支給要件 臨時及び緊急の必要(災害発生時等に限られる。)による週休日及び休日の勤務</p> <p>③支給額</p> <table data-bbox="645 587 1489 766"> <tr> <td>消防長</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>消防本部次長、消防署長</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>課長、消防副署長</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>課長補佐(交替制勤務者を除く。)、分署長</td> <td>4,000円</td> </tr> </table> <p>6時間超の場合、上記金額に150/100を乗じた額</p> <p><b>【通勤手当】</b> 一般職の職員に同じ。</p> <p><b>【扶養手当】</b> 一般職の職員に同じ。</p> <p><b>【住居手当】</b> 一般職の職員に同じ。</p> <p><b>【特殊勤務手当】</b></p> <table data-bbox="645 1165 1377 1348"> <tr> <td>①はしご車隊員</td> <td>1月</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>②通信業務に従事する者</td> <td>1月</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>③火災、救急、救助業務</td> <td>1回</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>④救急救命士</td> <td>1回</td> <td>350円</td> </tr> </table>	消防長	8,000円	消防本部次長、消防署長	7,000円	課長、消防副署長	6,000円	課長補佐(交替制勤務者を除く。)、分署長	4,000円	①はしご車隊員	1月	1,500円	②通信業務に従事する者	1月	500円	③火災、救急、救助業務	1回	150円	④救急救命士	1回	350円
消防長	8,000円																				
消防本部次長、消防署長	7,000円																				
課長、消防副署長	6,000円																				
課長補佐(交替制勤務者を除く。)、分署長	4,000円																				
①はしご車隊員	1月	1,500円																			
②通信業務に従事する者	1月	500円																			
③火災、救急、救助業務	1回	150円																			
④救急救命士	1回	350円																			

所管項目	具体的な調整結果						
	<p><b>【期末勤勉手当】</b></p> <p>①支給率 一般職の職員に同じ。</p> <p>②役職加算率</p> <table data-bbox="616 486 963 630"> <tr> <td>8, 7級</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>5, 4, 3級</td> <td>5%</td> </tr> </table> <p><b>【時間外勤務手当】</b> 一般職の職員に同じ。</p> <p><b>【退職手当】</b> 一般職の職員に同じ。</p>	8, 7級	15%	6級	10%	5, 4, 3級	5%
8, 7級	15%						
6級	10%						
5, 4, 3級	5%						

## 合併協定項目に関する事務事業の調整結果

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果
<p>【合併協定項目 25-3】                      広報広聴関係事業</p> <p>平成22年10月15日                      第2回協議会 協議第29号</p>	<p>ホームページは、栃木市の例により合併時に統合する。</p>	<p>栃木地区広域行政事務組合の消防に関する事務、液化石油ガス設備工事届の受理に関する事務、し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務に係るホームページについては、栃木市の例により合併時に統合する。</p>